

小値賀町議会第一回定例会は、平成二十一年三月十日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九 八 七 六 五 四 三 二 一  
番 番 番 番 番 番 番 番 番  
横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮  
山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎  
弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良  
藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会局長
山田	筒井	大黒	谷村	西村	中川	吉元	蛭子	中村	升水	尾崎	大田
憲道	英敏	泰三	良一	久之	一也	勝信	晴市	敏章	裕司	孝三	一夫

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成二十一年三月十日（火曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（岩坪義光議員・伊藤忠之議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 所 信 表 明
- 第四 一 般 質 問
- 第五 議案第一号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第六 議案第二号 小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第七 議案第三号 小値賀町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案
- 第八 議案第四号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更について
- 第九 議案第五号 小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例案
- 第十 議案第六号 小値賀町立図書館設置条例の一部を改正する条例案
- 第十一 議案第七号 平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）
- 第十二 議案第二七号 副町長選任の同意について

午前十時零分開会

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成二十一年小値賀町議会第一回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によつて、六番・岩坪義光議員、七番・伊藤忠之議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から三月十七日までの八日間に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から三月十七日までの八日間に決定しました。

日程第三、所信表明を行います。

町長より所信表明の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道） 皆さん、おはようございます。

町 長

本日、ここに、平成二十一年小値賀町議会第一回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

冒頭に、皆様に残念なお知らせをしなければなりません。

平成二十年十二月一日より病氣療養中でありました三浦副町長から、平成二十一年二月二十八日付で退職届が提出され、受理いたしておりますのでお知らせいたします。なお、後任につきましては、本定例会に人事案件の議案を提出しておりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、今年は私も町長として二期目の折り返しの年になりました。その間、町議会を始め、各方面の皆様からご支援とご協力を賜り、計画された事業が着実に進捗されておりますことに対し、心から感謝申し上げます。

平成二十一年度が町民皆様にとりまして、幸多きものとなることを心から念願しつつ、開会に当たり、町政の運営について所信を申し述べますとともに、議案の主なものについて、その概要をご説明申し上げます、議員各位、並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今、アメリカ発の金融危機が世界同時株安をもたらすとともに、急速に進む円高の影響により、輸出の不振、個人消費の減少等により景気が停滞するなど、先行きの不透明感は大きく広がっております。我が国の経済も、世界的な景気後退を受けて外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下局面が長期化そして深刻な状況にあります。

そのため、全国の自治体は昨年に続き、新年度予算の編成に大変苦慮しており、当町におきましても厳しい財政運営が強いられており、二十一年度の予算も厳しいものになりました。

それでは、各課から提出されております事業等につきまして申し上げます。

総務課関係について申し上げます。

総務班につきましては、厳しい財政状況の健全化、また平成二十年四月に策定されました『小値賀町行政改革大綱』に基づき、平成二十一年度より二年間、一般職員の給与の削減を実施いたします。

職員の皆様には、百年に一度の経済危機という深刻な状況の中、私の提案を受け入れてもらって本当に感謝いたしております。削減を行った財源につきましては、産業の振興等、新たなまちづくりの財源として有効に活用していきたいと考えております。

選挙関係につきましては、衆議院議員選挙が九月までに、県知事選挙が二月に予定されており、

自立推進班につきましては、本年も引き続き定住人口の拡大を推進するため、各種イベントの折の情報発信、UIターン促進事業を実施いたします。

次に、佐世保地域広域市町村圏組合についてご説明いたします。

平成七年七月二十五日に長崎県知事の許可を受け、一市十三町によって設立されました佐世保地域広域市町村圏組合は、市町村合併の進展により、広域圏行政の施策も形骸化してきたことから、先の議会においてもご説明いたしましたとおり、当初の目的を一定達したものと整理し、平成二十一年三月三十一日付で、組合を解散することに至り、それによる精算金を計上いたしております。

続きまして、定額給付金事業についてご説明いたします。

本給付事業の対象者は、二月一日を基準日として三千七十三人、支給額は五千三十二万四千円となっております。住民課関係について申し上げます。

戸籍の電算化については、長崎県内では小値賀町を除く全ての市町で行われている状況の中、国の地域活性化生活対策臨時交付金を充当して、繰越事業として取り組むことにいたしました。

また、新上五島警察小値賀駐在所の移転に伴い、西町公営住宅跡地を公園として整備し、子供たちの楽しい声が響くようにしたいと思えます。その他、定額給付金と同様に子育て応援特別手当が支給されることになり、対象者が二十八世帯二十八人で、支給総額が百万八千円となっております。

福祉班では、高齢化率が四二％となり、福祉保健行政が益々重要となってくる中で、今年度は、介護保険第四期事業のスタートの年であります。国は介護従事者の処遇改善のため、介護報酬のアップを図る一方、被保険者への保険料負担にならないよう、国庫支出金で手当てするとしており、そのための財源を臨時基金として積立て、第四期期間中に充当するよういたしております。今年度新たに小離島に住んでおられる方の介護保険給付を受けやすくするため、渡船運賃の補助制度が二年間の限定ではありますが、県補助金として創設されました。

特別養護老人ホーム「養寿園」に係る公有財産の民間移譲については、今年度検討してまいります。今後の課題である老々介護や認知症介護への対応について、関係機関と協力して進めてまいります。

保健班では、昨年度から始まった後期高齢者医療保険制度も定着してまいりましたが、口腔ケアなど小さな改正が出てまいります。住民の方々への十分な情報提供に努めてまいります。また、高齢者の大きな死因である肺炎予防のため、肺炎球菌予防接種を七十五歳以上の方を対象に診療所で実施することにいたしました。

特定健診・特定保健指導も二年目に入りますが、住民の方々の意向をもとに、従来どおりエコー検査等、小値賀町独自のものを上乘せすることにしました。

出産前の事故が報道される中、国は二年間に限って妊婦健診を十四回、全て公費とすることにいたしました。離島である小値賀町においては、胎児の健やかな成長を確保することは特に大切なことだと思っています。

環境班では、循環型社会の構築を積極的に進めていく必要があります。生ゴミの処理について各家庭に設置するコンポストと、電気式の生ゴミ処理機の購入に係る補助制度を設け、家庭菜園等に利用するなど、生ゴミ減量化や住民のごみ処理に関する意識の改革を進めてまいります。

産業振興課関係について申し上げます。

農林班では、多くの農家地区において、農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度に取り組んでいただき、農業者だけでなく、地域住民も含めた多様な方々の参加を得て、地域資源の適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全にも役立っていることに對し、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

畜産関係につきましては、昨年より年六回の牛市となり、出場牛の一斉化により、購買者のニーズに 대응することが出来るものと期待いたしておりましたが、昨年の十月市より子牛価格が急落し、先月の市では平均価格が三十万円を切りました。これは畜産農家にとって大変厳しい状況ですが、利用されていない里山や遊休農地などを有効活用することによって、経営の安定を図っていただきたいと考えております。なお、平戸口中央市場においては、二月の牛市で前回より五万一千五百円高い、四十一万三千六百五十八円となっております。明るい兆しも見え始めております。

施設園芸の振興につきましては、担い手公社研修卒業生二名が、本格的に営農を開始するための新規就農者ハウス二棟の建設に支援を行ないたいと考えております。

水田農業については、十九年産米から生産目標数量の配分は行わず、農業者・農業者団体が需給調整を実施することになっておりますが、二十年産米からは新たに面積換算値を提供し、地域水田農業推進協議会との連携を図りながら進めていま



す。なお、平成二十一年産の本町における需要量に関する情報は、五百七・七トンで、昨年より五・七トン多く作付けができるようになり、面積に換算して百二十一・五ヘクタールとなります。

林業関係につきましても、今年度も松林保護のための松くい虫防除の空中散布・地上散布及び樹幹注入の作業を行います。また、秋期の被害木伐倒駆除も併せて行います。

水産班では、漁業は長引く魚価の低迷、燃油の高騰による経費の増加、海洋環境の変化等による資源の減少、密漁・違反操業の横行等数多くの課題を抱え、厳しい経営状況から、後継者不足による事業者の高齢化が進行しております。当町においても漁協組合員の高齢化、後継者不足は、大きな問題となりつつあります。このような中、当町の基幹産業である漁業の持続と地域の活力維持を図る上で、新規参入者や漁家の後継者の確保が必要であり、この度、県の補助制度の「二十一世紀の漁業担い手確保推進事業」を活用し、新規就業者の確保対策に取り組みたいと考えております。現役漁業者の経営環境が厳しい中、難しい取り組みだとは思いますが、新規就業希望者の漁業技術習得等の機会提供を進めていきたいと考えております。

漁協は、昭和五十五年度に初代の漁場監視船『はやて』を整備し以来、生産者と連携して小値賀の水産資源を保護するため、自警活動を行っておりますが、現在の『はやて』は建造から十一年以上が経過し、機関が老朽化しているため、県の補助事業を活用した機関換装が計画されております。自警活動の他、海難事故処理や急患輸送等の分野でも活躍している『はやて』の活動は、町としても今後も不可欠と思っておりますので、県や佐世保市と連絡調整を図りながら支援を行ってまいります。

平成十七年度から五カ年事業として小値賀漁業集落が取り組んでおります離島漁業再生支援交付金事業については、二十一年度が最終年度となります。各種の取り組みにつきましても、県・漁協と連携を取りながら引き続き支援を行なっております。

町直営施設のアワビ種苗センターとあわび館におきましては、それぞれ稚貝の放流数の増加、収支の向上を目標に関係機関等の支援をいただきながら、引き続き取り組んでまいります。

商工観光班では、世界的な不況は大きな波として小値賀にも影響が現れ、近年の消費の冷え込みに更に拍車がかかっている状況で、商工業者のセーフティーネット利用による資金調達が昨年末から増えております。今後、経済の冷え込みが続く

と更なる厳しい状況が懸念されますので、商工会と連携しながら、商工業振興対策に迅速な対応をしたいと考えております。町の公共交通機関であるバス事業については、小型ノンステップバス運行によるサービス向上や経営改善に取り組んでいくところでありますが、更に町民の皆様に親しまれるバスとして、また交通弱者の足としてその役割を十分果たすよう引き続き努力してまいります。

観光におきましては、子ども農山漁村交流プロジェクトでの小学校受け入れやPTP事業、並びに民泊事業の展開など、地域資源を活用した体験型観光の推進により、着実に交流人口の拡大に繋がっているとところでございます。このような行政とNPO法人など関係機関と連携した積極的な取り組みが高く評価され、JTB交流文化大賞を始め、数々の賞を受賞し、小値賀町が全国からも注目を浴びるようになってきております。しかしながら、現在の受入態勢にも限界があり、観光業のより一層の促進を図るためには、新たな客層の開発に取り組む必要があります。現在の体験プログラムに加えた付加価値の高い事業展開が急務となっております。そのために、当初予算に古民家を再生する観光まちづくりプロジェクト事業を新規に提案させていただいております。今後、観光全般の推進体制を再検討しながら、本格的な観光の産業化に取り組んでいくことが、大変重要になるものと考えております。

じげもん推進班では、じげもん振興協議会では、当町の特産品を誰でも好きな時に購入できるように、インターネットによる通信販売システムを現在開発中であり、四月からの実施に向けて取り組んでおります。また、一昨年度から行っている「じげもんセット販売」を今年度も継続して実施し、年三回の発送を予定いたしております。今月末から応募を開始する予定であります。関東・関西・福岡・県北、各小値賀会総会の折に、じげもんセットや通販システム等の事業概要を説明し、理解と協力をいただき、じげもん販路拡大事業につきましては、今年も引き続き取り組んでまいります。

また、当町「じげもん」応援組織として発足している、じげもん推進隊によるPR活動や小値賀杜氏所属の酒蔵での「物産販売」事業等につきましては、本年度も継続して実施し、小値賀の知名度アップと販路拡大を目指していく所存です。

「ふるさとの味・かーちゃんの味」つたえよー会が、事業主体となり実施している「地産地消推進事業」の推進にも積極的に協力していきたいと考えております。

渡船班では、人口減少や少子・高齢化による利用者の減少がありますが、昨年は、アイランドツーリズム協会による大島・野崎島を活用した積極的なプログラムにより利用者が増えております。今後も、町民及び各種団体と連携を図りながら利用

促進に努め、町民の生活航路としてその責務を果たしていきたいと考えております。

空港関係では、小値賀空港存続については、平成十九年一月に県の上五島空港・小値賀空港利活用策検討会で二年間の検討猶予期間が設けられ、本年三月三十一日で期限が切れる予定でしたが、緊急搬送の現状や今後の世界遺産登録、中長期滞在型観光事業の可能性を再度検証するため、県は二年間の期限延長を設けて、町と更なる協議を行うことで方向性が決定いたしました。今後、新たな利用促進が図られるよう、事業検討を進めてまいります。

農業委員会について申し上げます。

昨年度実施いたしました耕作放棄地実態調査に基づき、今年度は、その解消計画を立て、少しでも農地を農地として有効利用できるよう関係機関と協議しながら耕作放棄地の解消に努めてまいります。

担い手対策につきましては、認定農業者に対する育成と支援を引き続き図ってまいります。また、農業者の老後の生活の安定を図る観点から、更に農業者年金の加入推進等にも努めてまいります。

建設課関係について申し上げます。

平成十七年度より老朽化した公営住宅の解体と、公営住宅の建て替えを実施しておりますが、平成二十年度までに五棟十戸の公営住宅の解体と、十棟三十九戸の公営住宅を建設しております。また、ストック改善事業により、既存公営住宅の水洗化、浴室・便所等の改修工事も実施しており、今後も健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の整備を計って行きたいと思っております。

斑地区の下水道事業は、現在工事ではございますが、年度内に竣工し、四月から供用開始の予定です。小値賀のきれいな海を守り、環境保全のため、下水道接続へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

小値賀漁港への抜港、また高速船接岸用ポンツーンが波浪により、利用できなくなったこと等を踏まえ、平成二十年度は、沖防波堤延伸工事、高速船接岸用の浮き桟橋の杭式固定工事に着手しております。本年度は、旧ターミナルの耐震岸壁工事に着手の予定であります。柳漁港では、東からの台風により、越波による被害が出ており、平成十九年度から越波防止の護岸改良工事に着手しておりますが、平成二十年度に竣工となります。

教育委員会関係について申し上げます。

長崎県は、時代の要請や社会変化、少子化による生徒数の長期的な減少など、高等学校教育を取り巻く環境の変化や諸問

題に対応するとともに、二十一世紀を切り拓き、本県の将来を築く人づくりを担う高等学校づくりをこれまで以上に推進するために、「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」の策定を進めています。その中で、小値賀など、児童・生徒数の減少が進む離島地区の一島一校の高等学校については、小中高一貫教育を導入することで教育水準の維持向上につながり、より以上の教育効果の高揚が図られていると評価されております。

去る二月六日には、昨年四月から本格実施されました小中高一貫教育の「研究発表会」が、町内外から多数の出席者を得て開催されました。その中で、学校・地域・行政が一体となった取り組みに高い評価を得られ、小中高一貫教育の到達点に近いレベルにあると言われました。しかし、離島僻地の教育には、未だに多くの課題が山積していますので、一つ一つ解決しながら、教育環境の向上に努力していきたいと思っております。

また、小学校・中学校の校舎問題につきましては、今年六月に耐震調査の結果報告が出ますので、それを基にして校舎建設については検討・協議を進めていきたいと考えております。

世界遺産登録については、平成二十年度に重要文化的資産の選定に向け、各分野の専門委員による調査、協議を重ねてきました。今年度は、保存管理計画・修景計画等の作成を実施いたします。これまで、長崎県は、世界遺産登録へ向け、平成二十一年七月中での国への申請書の提出を計画いたしておりましたが、平成二十二年一月の申請へと変更いたしておりました。今後、県と五市二町とが足並みを揃え、世界遺産への正式登録を目指して取り組みたいと考えております。

町立図書館は、現在、旧幼稚園の改修工事も進み、四月一日のオープンを目指し、蔵書の配架、点検作業を実施いたしております。新しい図書館システムも導入され、蔵書の大幅な増加も可能になり、今以上の高度な利用者サービスを提供し、より良い図書館づくりを展開し、町民の皆様の期待に応えるよう努力してまいりたいと思っております。また、今回の移転を機に、各学校図書室との連携について本格的に検討し、学校教育の向上へも一役を担っていただければと思っております。診療所につきまして申し上げます。

昨年十月に派遣医師の交代により、国立長崎医療センターより新任の派遣医師を迎え、二名の医師による安定した診療が行われております。研修医についても昨年度は十二名を受け入れ、常勤医の手助けにもなり、将来は診療所の医師確保にも繋がるのではないかと考えております。医師の確保についてはしばらくは安定している反面、看護師不足が続いており、なんとか臨時の看護師でカバーしているものの、引き続き看護師確保に向け努力していきたいと考えております。

診療所の運営につきましては、高齢化に対応した往診や予防医療、検査などの充実を図り、疾病の早期発見につなげてまいりたいと考えております。また、ジェネリック医薬品の導入も継続的に進め、患者負担の軽減に努めるとともに安定した運営を目指したいと思っております。

施設面に関しましては、各所で老朽化の影響が出ております。特に水周りについては長年懸案でしたが、今回、地域活性化生活対策臨時交付金を活用し、給水・給湯設備を全面改修したいと考えております。今後とも町内唯一の医療機関としてしっかりとした医療行政を進めてまいりる所存でございます。

議案関係について申し上げます。

まず、平成二十一年度当初予算であります。一般会計予算の予算額は二十三億八千三百万円であり、昨年度当初予算と比較し、七・三％、一億八千七百万円の減額、特別会計の予算額は八会計で、十六億六千四百四十六万三千円であり、一・一八％、二億四千四百一十二千円の減額となっております。

次に平成二十年度補正予算であります。今回の補正額は、年度内に執行を要する事業費について計上いたしております。一般会計は、一億四千八百六十五万円の増額、特別会計八会計で、一千五百九万七千円の減額補正をいたしております。

この結果、平成二十年度一般会計の予算総額は二十九億五千二百二十万円で、同じく特別会計では、十九億六千四百三十八万五千円となります。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについてご説明申し上げます。

議案一号「職員の給与に関する一部を改正する条例案」は、渡船の船員の給料表を、海事職給料表に新しく改めるものであります。

その他の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

本定例会には、議案二十七件の審議案件をご提案いたしております。

議案の提案理由及び内容につきましては、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これでは所信表明を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

九番・松永勇治議員

九番（松永勇治） 私は、「旧幼稚園園舎」及び「旧図書館」の利用・活用計画について」と、「本土へ通院する高齢者の船賃の一部補助について」伺います。

日本社会は急速に変化しつつあり、地域福祉のニーズは増大しております。その要因は、高齢化の進展、女性労働の拡大などを背景として、伝統的な家庭・地域の相互扶助機能が弱まったため、子育て・高齢者介護などを、家族・地域で担う条件が脆弱となり、地域での保育・学童保育・子育て支援施策や、高齢者福祉施設の整備充実・介護サービスの必要性が顕在化しているところであります。以上のことを踏まえて、まず、「旧幼稚園園舎」の活用計画について伺います。

平成十七年四月から、保育所と幼稚園を統合し、合同の保育を開始、遊休施設となった幼稚園園舎を国土交通省の補助事業として採択を受け、集落活性化推進事業「ふれあいプラザ整備事業」により、幼稚園園舎を再編・再生して、地域福祉センター内に併設されている図書館を移転し、書庫等の収容能力の増加を図るとともに、「学習ルーム」・「絵本サークル」・「野外読書スペース」等を設置し、交流施設の拠点として町民がふれあう活動の場所、更に子どもが放課後や週末等に活用できる「子どもの居場所」や「放課後子ども教室」等々、複合施設として再編・再生する計画が掲げられてありますが、活用する施設の整備内容・運営方法・人の配置・予算規模等について、教育長に伺います。

次に、「旧図書館」の利用計画について伺います。

図書館移転後の施設の活用については、平成二十年九月、老人クラブ連合会、並びに社会福祉協議会から、それぞれ次のような要望・提示事項が町長に提出されています。

老人クラブ連合会の要望として、一．連合会理事会二十一支部の開催場所としての利用。二．笛吹地区五支部の定例会開催場としての利用。三．手芸・囲碁・将棋など、趣味に合わせた交流の場としての利用。四．高齢者の体力維持・向上を図るため、リハビリ器具の設置、それぞれ体力に合った運動教室の開設。五番目に、二階への昇降が階段になっており、バリアフリーの出入りを設置してほしい。以上の五項目であります。

次に、社会福祉協議会からの提示事項として、一．在宅福祉の拠点として地域福祉センターを運営していくため、地域包

括支援センターの事務局を置き、社協との密接な連携を維持しながら介護予防事業等の推進を図る。また、リハビリ事業だけでなく、パワーリハビリが出来るような、新たな器具導入等も行い、虚弱老人等を対象とした運動教室を展開するとともに、介護用品展示スペースを作る。二番目に、在宅医療の場として高齢者に限らず、手術後のリハビリ施設がないため、町の病院でリハビリを受けて帰って来るが、十分なリハビリが出来ない状態であり、もし理学療法士等、PT等の人材確保が可能であれば、PT等の指導を受けながらリハビリができる場所として活用したい。三番目、利用者の持っている趣味を利用し、趣味のグループを作ることで、個別サービスを充実させ、魅力あるサービスを展開したいが、通所介護事業の多様化により、現在の通所スペースだけでは足りないもので、二階のスペースを活用したい。以上、三項目であります。

町長はこれまで、図書館移転後の活用については、全員協議会などの協議の中でですね、地域包括支援センター事務局を置き、図書の老人コーナー・リハビリ（訓練所）の設置など、また老人クラブ集会の場等に利用、高齢者福祉を主とした施設として活用したいので、住民課・社協と十分協議するということでした。

平成二十年十一月の時点における本町の世帯数千三百二十四、人口三千六十八人、うち六十五歳以上の高齢者が千二百八十三人、高齢者率四一・八%、今後少子化により高齢者率は年々上昇していくものと考えます。

私が旅行するとき、ターミナルで、「どこに行かれますか？」と尋ねると、「足・腰が痛くて、治療・リハビリに病院に通っている。汽船賃は高いし、少ない年金から介護保険料を天引きされ、年金では生活できませんばい。」という生の声が返ってきます。

リハビリのため入院しても、十分でないまま退院させられ帰って来るが、訓練するところがなく、大変困っているという、住民の方が多くおられます。体力の増進を図ることで、医療費を抑制することにもなります。是非、リハビリ（訓練所）等を整備し、高齢者に限らず、住民の社会復帰機能、体力維持向上の面から、町民共有の福祉施設として急ぎ活用すべきだと思いますが、町長が考えている具体的な利用計画について伺います。

なお、再質問があれば、質問者席より行います。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） おはようございます。

旧幼稚園の利活用についてお答えいたします。

平成十六年度に幼保一元化特区申請を行い、平成十七年度から幼稚園と保育所が合同保育になって以来、旧幼稚園施設の利活用は長年の懸案事項でありましたが、今年度に国庫補助を受けて、図書館を拠点とした子どもたちの安全で安心な活動の場として活用することで採択されています。

現在、床の補強、内装工事も終り、配架及び蔵書点検、確認、搬入作業を行い、四月一日のオープンに向けて準備を進めているところです。

施設の整備内容ですが、図書館の移設により、書架、書庫を収納するため床の補強、床のフローリング、照明機器の増設、トイレ等の改修を行っています。また、各室の間仕切りでは、児童コーナー、ヤング・アダルトコーナー、読書コーナー、閲覧室、学習室や調理室、放課後子ども教室の拠点となる多目的室を設けています。

運営については、図書館機能の維持向上を図るため、現在の二人体制を三人体制に変え、職員が一人勤務にならないよう配慮するようにしています。

利用面では、保育所、幼稚園と隣接することで、子どもの送迎を活用しての図書館の利用、また育児サークルの活動、読み聞かせ教室などの開催にしても、図書館と保育所、幼稚園とが連携することで、幅広い活動につながるのではと思っております。

また、『小値賀町ふれあいプラザ事業』として、現在、小値賀小学校を拠点として活動しています。「放課後子ども教室」を図書館の多目的室を拠点にした活動に移行し、放課後子ども教室の企画、立案は放課後子ども教室運営委員に委ね、安全管理面を図書館職員が担当することになります。図書館の利用向上を図るため、電話等による宅配サービスの更なる普及に努める一方、各学校の図書室との連携にも努める必要があると考えております。図書館司書を活用することで学校教育に貢献し、より良い利用者の育成につなげて行く必要があります。

今後は、町立図書館、ふれあいプラザ事業の運営について先進地の事例を研究し、利用者の意見を伺いながら、各協議委員と一緒に進めていきたいと思っております。

予算については、図書館運営費で八百九十七万二千円計上し、前年度の予算より三百六十九万四千円増額になっております。増加の主なものは、図書購入費に三百万円、前年度より二百万円増、臨時雇い賃金に百三十一万一千円、図書館協議会委員の研修視察等に十八万二千円、防犯設備のリース料に二十八万八千円を新規に計上しております。その他の維持管理費



については、現図書館での経費、旧幼稚園における支出状況を勘案し計上しておりますが、移転後、図書館サービスを提供していきながら、今後の運営について点検、評価をしていきたいと思っております。

以上、お答えいたしました。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 二点目の、地域福祉センター二階の図書館移転に伴う空きスペースの活用について申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、高齢化の進展の中で、社会福祉協議会や老人クラブ連合会の要望などもあって、その利用については幾つかの案をいただいております。

私は、地域福祉センターを高齢者介護予防事業の拠点として捉えておりますが、要望、提案を受けて、住民の皆様が活発に利用できるように、交流の場、情報発信の場としても十分に活用していきたいと考えております。

そこで、次の三つの大きな柱にまとめて申し上げます。

一つ目は、介護予防の充実であります。理学療法士や地域包括支援センターの事務局を配置し、相談事業の充実を図り、リハビリ指導やリハビリ教室の定期的な開催を推進することといたします。そのため、理学療法士の人材を求めたところでございますが、残念ながら二十一年度に間に合わせることはできませんでした。

二つ目は、老人がいつでも来て、ゆつくりくつろぎながら交流が図れるように、図書室やセルフサービスの喫茶室のようなサロンとして活用すること。これは、一つ目が行政側からの働きかけであるのとは対照的に自主的な利用ということ、これが老人クラブの更なる活性化に繋がればと大いに期待いたしているところでございます。

三つ目は、行政や教育委員会、社会福祉協議会等の事業者が行う各種の講演会や高齢者学級、趣味のサークル活動などができる場所として活用することでございます。心を豊かにして、生活の質を高め、生きがいのある暮らしが送れるよう支援してまいりたいと考えております。その他、高齢者の意見や要望、役立つ情報、ボランティア情報、介護用品展示などを行い、あそこに行けばいろいろと判る『情報プラザ』となるようにしていきたいと考えております。

地域福祉センターの利活用につきましては、その目的により施設整備が必要となりますが、少し時間をかけて関係する皆様と協議をして、使い勝手のよい施設にしたいと考えております。

議長（横山弘藏） 松 永 議員

九番（松永勇治） 教育長にお尋ねします。

今、図書館の移転した後のですね、いろいろなことについては十分これは図書館を移転するための『プラザ事業』ですから、それに備えてですね、学習ルームとか、絵本サークルとか、子どもの居場所とかですね、そういうなことを掲げてこのプラザ事業は国の採択を受けとるわけですね。

ただ「図書館の図書を三百万、予算を八百九十七万二千円で前年度より三百幾ら増えた。」ということをおっしゃっていただきますけれども、この図書館だけじゃなくて、私の言うのは、図書館はもう十分移転してあっちでやるわけですから、それに付けたですね、学習ルームとかですね、その学童保育とか、いろいろなあれがこの申請書の中に出とるわけですね、その内のもを私は取り上げてちよつと言うたんですけど、他の計画についてはですね、「一応目的が達成すれば後はじわじわとやりますよ。」じゃなくて、これはそれに連携したですね、図書館としての連携した子どもとか、老人とか、まあいろいろありますけれども、そういうなことについての有効な活用をするプラザ事業だと私は考えております。

そういうことで、ただ図書館をあそこに移転しただけでは、前のまま図書館はあそこでいいんですよ。それを併せてやるから、「まあいいでしょう。」ということになつたわけですけど、その点についてですね、もう少し積極的な計画について説明して下さい。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） お答えいたします。

図書館を向こうに移転するわけなんですけども、その中で、先ほどお答えいたしたかと思えますけども、放課後子ども教室を今小学校の方で重点的にやってるんですね。それは図書館が移転すれば、今度移転したとこの多目的室を重点的に使いたいと思っております。それは国の補助もいただいておりますので、多目的室を中心とした事業展開にしていきたいと思えます。

それで、先ほど私が多分答弁漏れしたと思うんですけども、移転後に調理室ができます。その調理室も今、育児サークル、幼稚園・保育所の方で『びよびよ広場』という名称で事業を行っておりますけども、今、若者交流センターで料理教室等、外国の方がいらっしやいますよね、その料理を習ったりしておりますけども、幼稚園・保育所と隣接しているということで、その調理室の利用もしてもらいたいというふうを考えているところです。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 図書館の職員をですね、二人を三人にするということで、こういうふうな事業を他に子どもたちとか何とかがあるのに、いろいろ危険なこともあるし、親様から預かった子どもをですね、まあ小さい子どもですから…。そういうときに事故とか何とかもあそこ辺りは特に荒地があったり、山があったり、崖があったりしますので、怪我とか何とかそういうことがあるわけですね。

ただ人の配置としては、図書館の職員を一人増やしてその方がそういうなことの、今後、学習ルームとかいろいろボツボツやられるんでしょうけれども、三人で大丈夫なんですか？

議長（横山弘藏） 教育長

教育長（筒井英敏） お答えいたします。

一人、臨時の方をお願いしようかなというふうに思っておりますけども、その一人の方が子どもを見るんじやなしに、空いた職員が子どもを見ますということに対応はしていきたいと思っておりますけども、中だけを見るんじやなくて、今のところ、施設では外回りは別に見なくてもよろしいんですけども、さっきおっしゃったように、近回りには山もあるし、そういう面で、外回りの方も出来る範囲でもらいたいなというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 図書館を移転するまでは非常に計画について活発なあれで、この『申請書』の中にもいろいろと書かれておりますけども、今あれすると、ただ職員を一人だけ増やして、放課後子ども教室、それで空いた職員でやりますよというなことでですね、ちよっとどうかかなあ？と思うんですね。

そして今度新年度予算を見てもですね、特別に、ただ図書館費が賃金とか図書費とかですね、そういうふうな臨時職員の経費が上がっただけですね、こういうふうな放課後子ども教室をやったり、他の事業に対するですね、予算が全然計上されていないと。ただ人間を一人増やして、図書館を移転したから図書費を去年よりも増やして買いますよということ、何かこう後がですね、しっかりとした利用する柱が、予算もされていないければ、表にも出ていないと。

聞かれて初めて「放課後子ども教室をやりますよ。」というようなことではですね、ちよっと私はもう少し計画を立ててですね、今まで図書館を移すときは何回も全協をしましたけれども、議員にも話をされましたけれども、その後のことについて

てのですね、計画などもですね、私たちにも話を聞かしてくれればいいわけですけど…。

そういうふうな検討はなされているんですか？

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） お答えいたします。

子ども教室を聞かれて、「そこでやりますよ。」ということではなくて、『ふれあいプラザ事業』というのが、先ほどお答えしましたけども、小学校を拠点として現在までやっておりますけども、その『ふれあいプラザ事業』の中でやっています放課後子ども教室は、移転するという当初からこの計画の中に入っていました。

それで、職員を一人増やして、ただ子ども教室だけに当てるんじゃないかということなんですけども、そうじゃなくて、先ほどお答えしたかと思えますけども、現在、司書が一人おります。その方が学校の図書室との連携も十分私たちの方ではとっていきたいと思えますので、職員が学校の方に出かければ、一人体制になったり、そういう面もありますので、先ほど言ったかとは思いますが、防犯設備も付けさせていただいておりますのでございます。

議長（横山弘藏） 松 永 議員

九番（松永勇治） これ、私はここで読みます。この『申請書』に書かれておることをですね。そのくらいの程度じゃないんですよ。意欲があるんですよ。ここの中を見ると、「なるほどなあ。これはいいことですね。」ということ、図書館移転ばかりじゃなくて、こういうこともやれるならいいな。ただ心配したのは、図書館という所ですね、料理教室とか、子どもが入ったりして喧しくて図書ができるのかなあという懸念はあったわけですけど、これはもう十分できると、間仕切りをしてつちゆうことですから…。

そうすると、ここですね、「集落活性化推進事業において、スクールゾーン内にある旧小値賀幼稚園舎を、学習活動や地域の人達のふれあい交流が行える、図書館機能及び放課後子ども教室機能を兼ね備えた施設に改修する。また、将来的には近隣の学校や地域と連携し、図書館と学校図書館とのオンライン化による利便性の向上や大人による子どもサポーターを配置し安全性の確保を図るなど、子どもたちが放課後や週末等に安心して活用できる「子どもの居場所づくり」を行い、子どもの教育と安全の融合した施設にする。」ということですよ。

そのくらいのであればちよつと違いますよお。私たちの期待していることと…。

もう少し、まあ今すぐは出来ないんでしようけども、予算の関係もあるし、今後そういうなことにして、もう何べん聞いても一緒ですから、ひとつこれを頭に入れてやって下さい。

**議長（横山弘藏）** 教 育 長

**教育長（筒井英敏）** ご指摘はしつかり承りたいと思います。

図書館については、私の方も現在よりもより良い図書館にしたいということは、去年の十月の臨時会の折にも申し上げたと思っておりますので、私ばかりではなく、今後は『運営委員会』を設置いたしまして、その方たちともよく協議しながら進めていきたいと思えます。

それから、先ほど、学校図書室の方にもちよつと触れましたけども、出来ればシステムが新しくなることですから、それぞれの学校とオンラインで結びまして、学校の方からでも中を検索できるというふうなことも学校長と話したりいたしておりまして、学校の方からの使いやすいことも考えてみたいなというふうに思っております。

**議長（横山弘藏）** 松 永 議 員

**九番（松永勇治）** そういうふうな施設をすることによってですね、図書館利用者も、子どもも増えるし、ひとつあそこを拠点としたですね、教育の場じゃないですけども、みんなが集まってふれあう場所に、大人も子どもも、ちようどあそこは環境もいいですね、あの辺はですね、そういうことでひとつ事業を進めていただきたいと思えます。

**議長（横山弘藏）** 答弁はいいですか？

**九番（松永勇治）** はい、いいです。

**議長（横山弘藏）** 松 永 議 員

**九番（松永勇治）** 町長から答弁を受けましたけども、先ほど私が、老人会、社会福祉協議会辺りからですね、（要望が）きていることについて十分ご理解があるようです。

ですけども、今年のまだ予算をよく見ておりませんけども、これに応える、反映する予算がまだ組み立てられていないような感じがいたしますので、ひとつ図書館を移転した後でございますので、「老人の集会場として活用したい。」ということでございますので、ひとつ財政もなかなか大変でしようけれども、ひとつそういうふうな、さつき言われたことに対してですね、現実化させていただきたいということで、私は終わります。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

松永議員さんの言うことはご尤もでありまして、ただ老人クラブ、それから社協、住民課ですね、全部持つて行った後に、どのくらいのスペースが空くのか、それによってどういうふうに使おうということをはっきりしてからですね、予算等については組みたいということで、今の段階ではですね、あんまり何も無いということで、それを理解してもらえればと思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） ひとつ図書館の移転も、社協が少し通所サービスとか何とかでスペースが足りなくなったので返して下さいと、一部を図書館の倉庫か何かで使ったわけでしょうけれども…。

そういうことで、図書館も移転し、今度は社会福祉協議会の方もですね、非常に養寿園あたりも今老人が多くて忙しい、そしてこっちがお願いしても直ぐには入れないとか、いろんな非常にもう需要が多いようございますので、十分社会福祉協議会もですね、スペースをとっていただいて、そして後をですね、有効利用していただきたいということで、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項の第二点について。

「本土へ通院する高齢者の船賃の一部補助」についてをお伺いいたします。

船賃がですね、離島の過疎や少子・高齢化等によりまして、非常に乗船客が年々下降し、また原油高騰により、ここ数年値上がりが続いております。確かに高い船賃になっております。やっと燃油価格が落ち着き、今年三月から、佐世保・小値賀間、片道二百七十円、八・七％、往復二枚回数券を買うと千七百三十円、三〇・二％安くなっておりますが、高齢者にとってはまだまだ高い運賃であります。

それで話を聞きますと、これの安くなった分については、五月からか何かからかまた元に戻るのかどうか知りませんが、また少し上がるんじゃないかなあというふうな話も聞いたりしますけど、これは確かなものではございません。

こういうことからですね、今年一月二十二日の新聞報道によりまして、佐世保市が本土から六十キロ沖合いという特殊事情があり、市内の他の離島に比べ、船賃が高額であることから、離島・宇久町の七十五歳以上の高齢者を対象に、本土で

医療を受ける際の船賃を、新年度から十回を上限に、往復一回ごとに「千円」を助成する案を検討しているそうでございます。また、松浦市がですね、これは市内の関係ですから運賃も高くないんでしようけど、医療機関の無い市内の離島の六十歳以上の住民が通院する際の船賃を月二回まで、全額負担する制度を実施しています。これは参考でございますけど…。

まあ、そういうことですね、本町の高齢者も、宇久町と同じ条件にあるわけですね。船賃がですね。そういうことで、一部補助について検討する考えはないか町長にお伺いをいたします。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（山田憲道）** お答えいたします。

本土へ通院する高齢者の船賃の一部補助について申し上げます。

佐世保市が、宇久在住高齢者の佐世保までの通院について、フェリー運賃の助成をするという事は聞いております。その背景は、佐世保市の条例の中に『敬老特別乗車証等交付規則』があり、バスや市営交通船の割引制度が以前からあります。また、黒島等においてはですね、市営バスの恩恵を受けることができず離島部においては、敬老交通交付金として年間一万円が支給されているため、宇久についても、ちょうど燃料高騰によるサーチャージでフェリー運賃が上がり、何らかの助成措置が必要ということでは設けられたようでございます。

また、宇久診療所は、佐世保市の総合病院の分院として位置づけられており、専門外来はまったく無く、少し難しい病気については総合病院への紹介という流れになっているようでございます。

当町におきましては、大村国立、それから上五島病院から専門外来を受けておりますので、町立診療所で幾つかの専門外来を設け、医療の充実に努めているところでございます。このフェリーの運賃補助は、ある面では町外への診療を促す方向になるため、診療所の診療報酬の減に繋がることも考えられるなどですね、矛盾が生じるということでもありますので、その実施については慎重に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（横山弘藏）** 松 永 議員

**九番（松永勇治）** 慎重に考えるということでございますので、まあ検討はしていただくんじゃないかなあとと思いますが、その点についてどうですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 宇久の方は何か千円の十回の、一万円ということになつてゐるようですが、この問題については課長会でもですね、いろいろと相談したんですが、運賃が下がるということもあつてですね、今度また五月から運賃が高くなるのか、もう一回安くなるのかというのがまだ状況見ということ、まだはっきりいたしてありません。

そういうことで、今後ですね、専門外来等の中ですね、特に整形については理学療法士をいうことで大分募集はしたんですが、なかなかですね、応募者がいなくてちよつと、まあ来年からは来れるということも聞いておりますが、今後とも皆様と相談しながら今後検討していくことではないかとは思つております。

議長（横山弘藏） 松 永 議員

九番（松永勇治） 宇久町の老人会とですね、何か二・三日前、役員会か何か小値賀で開かれたそうで、町長さんも来ていただいとつたというような話も聞いとります。それで何か立石さんの講演もあつたというような話も聞いとります。

それですね、宇久町と小値賀町はどうしても、一方は佐世保市に入つてもですね、どうしても昔からのつながりですね、また『みつしま丸』もあるし、宇久に行つたり来たりもするわけですね。いくら佐世保市に行つてもですね。

そういうふうなことで、人と人がふれあう中ですね、やっぱり佐世保市はそういうふうな制度がある、小値賀には無いというふうなことでございまして、先ほど申し上げましたターミナルのお年寄りの話というのは痛感なものです。汽船賃は高うして、それからこの頃はさつき申し上げましたけど、ほんと五万か六万か、年間六十万ぐらいかな、普通の年金の方は、そういうことからですね、私も感じとるわけですけど、ほんと五万か六万か、年間六十万ぐらいかな、普通の年金の方は、今のお年寄りの方はですね、そういうふうな方がですね、それから五万・六万引かれる、介護保険を……。それから佐世保にこうして月に二回も三回も行く人は大変だと思つてます。生活も出来なくなるような感じで、生活保護者が増えるんじゃないかなあというふうな感じもいたしますので、そういうふうな観点からですね、ひとつ町長、できることはですね、どのくらい予算になるか知りませんが、大体延べ五百人ぐらい行つてゐるんじゃないかなあ、延べですよ。佐世保にですね。そういうことですから、ひとつ小値賀の老人にもですね、宇久の老人と話してゐる場合に、「小値賀は貰わんとい。」「ということになると、町長の顔もまたあるでしょうから、ひとつ真剣に考えていただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。



議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 老人クラブの方とはですね、話は再三いたしておりますが、「宇久の状況で、専門外来を受けなくて佐世保に行った方がいいですか？専門外来が来た方がいいですか？」と聞いたら、やはり、十人なら十人のうち、十人がですね、「専門外来の方がいい。」というふうには言われております。

ただ、今後ですね、その先生たちとも話し合いながらしなければいけないんですが、専門外来に行きながら今度は目とかいろいろですね、違う科目に診療をしているというのも聞いておりますので、また大住元先生たちとですね、よく相談しながら今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 今ですね、私、診療所にこの頃ちょっと行ってるんですけども、本当に診療所の職員大変です。はい。養寿園の人も一緒にしようけども、社会福祉協議会のああいふうな方も一緒にしようけども、ほんとに職員の方は一生懸命やっております。

そういうふうなことを考えますとですね、ひとつ町としてもですね、こういうふうな人が増えないように、ひとつ要望の方をですね、ひとつさっきも言いましたように、あそこの、前の図書館を利用してですね、ほんとりハビリが出来るような施設は必ず作っていただきたい。そういう人たちは行くはずですから。もう痛いですから。

議長（横山弘藏） これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	十八分	—
—	再開	午前	十二時	二十九分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第五、議案第一号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第一号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の改正は、渡船の船員の給料表を行政職給料表（一）から海事職給料表（一）に新しく改めるものであります。

今までは、行政職給料表（一）を適用しておりましたが、船員業務は一般行政職ではなく、海事職に分類され、国・県でも海事職給料表を適用していることから、本町でも国・県に準じた給料の取扱いをすることといたしました。

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

第三条第一項第一号が行政職給料表、第二号が医療職給料表とあり、今回、新しく第三号として海事職給料表を追加するものであります。

附則では、施行期日を定めております。

最後に条例の新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第一号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第一号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第二号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(中川一也) 議案第二号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

介護保険につきましては、三年ごとに区切って介護給付量の検討及び第一号被保険者の保険料の見直し等を主とした介護保険事業計画を策定することになっており、二十一年度から第四期の事業計画期間が始まります。

この度の改正は、保険料・保険料率は第三期のまま据え置くことになっておりますが、その期間について、文言の訂正の必要があるために行うものであります。

それでは、改正案の内容をご説明いたします。

第三条中、「平成十八年度から平成二十年度まで」とあるのを、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」と改めるものでございます。

附則で、平成二十一年四月一日から施行することにしております。

なお、最後に条例の新旧対照表を添付いたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(横山弘藏) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第三号、小値賀町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住 民 課 長

住民課長（中川一也） 議案第三号、小値賀町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案についてご説明いたします。

国の生活安心確保対策において介護報酬改定による介護従事者の処遇改善が位置づけられる中、第四期の介護保険事業において介護報酬引上げの改定が決定されました。同時にその引上げが、第一号被保険者の保険料アップに直接繋がらないよう国費で手当てすることも決定され、その財政措置が、平成二十年度補正予算で補助金を交付し、保険者である各市町は、基金に積むことになっております。今回の基金条例はそのために設けるものであります。

処分については、使途を第六条に掲げておりまして、附則にありますように、第四期事業計画期間中に取り崩すことにな

りますが、余剰金は国に返還することになります。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

**九番（松永勇治）** 介護従事者処遇改善のために三%引き上げられることによる措置ということをごさいます。これは基金を積立てて、六条で処分ができるということをごさいます。残った分については、国へ返還するということですが、予算を見ますと、今年二百十五万七千円ほど計上されているようですけれども、これは今年限りですか？

それとも、三年間続くわけですか？

**議長（横山弘藏）** 住民課長

**住民課長（中川一也）** お答えいたします。

予算措置は、今回の一回限りでございます。三ヶ年の分を、その値上がり分、一年目は百%、二年目は五〇%、三年目はゼロ%という計算の方法で財政措置されるものでございます。

それと併せて、住民周知のための経費と、その他の事務費をみていただいて、その金額になっております。

**議長（横山弘藏）** 松永議員

**九番（松永勇治）** そうすると、ここで数字を言うのはおかしいんですけれども、基金はもう二百十五万七千円だけの基金になるわけですね。それを六条の処分によって余ったら返すということですが、その基金を二百十五万七千円して、後は一年だけで、後はもうそうすると条例は使ってしまうば廃止するということですか？

**議長（横山弘藏）** 住民課長

**住民課長（中川一也）** 基金自体は「ゼロ円」になるわけです。三ヶ年中にですね…。

ただ、基金条例をなくすかどうか、廃止するっていうのは、過去の条例でも時限立法の場合に…。  
条例を廃止するかどうかは、後ほどお答えしたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） しつこいようですが、附則の二項に「この条例は、平成二十四年三月三十一日に限り、その効力を失う。」ということを見ますと、ですから、もう基金に残金があるときには国に返さねばならないということですから、ちよつと失効と一緒に条例はなくなるんじゃないかと…。

まあこれは後のことです。もうこれ以上は聞きません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三号、小値賀町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三号、小値賀町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更についてを議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第四号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更についてご説明いたします。

平成二十一年四月一日から、長与・時津環境施設組合が長崎縣市町村総合事務組合に加入し、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務」を共同処理することから、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が増加するため、規約の変更をするものであります。

よって、これらの協議につきまして、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決が必要になりましたので、ご提案申し上げます。

最後に条例の新旧対照表を添付しておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更についてを採決しま

す。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第四号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更については、原案のとおり可決されました。

**日程第九、議案第五号、小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長

**教育次長(尾崎孝三)** 議案第五号、小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例案について、提案の理由及び条例改正の内容をご説明いたします。

本条例は昭和二十七年に制定され、その後、改正が重ねられて来ましたが、平成十一年に社会教育法が改正、施行され、その改正内容の一部において、公民館の設置における公民館運営審議会について改正がなされております。

そのため、本来なら、平成十二年度以前に本条例の一部改正を行っておくべきでしたが、町公民館運営審議会については、社会教育法改正後も開催されていきましたので、条例の改正についてはそのままでも良いと判断していましたが、平成十六年度に社会教育委員会と公民館運営審議会の合同会議、そして公民館運営審議会が開催され、平成十七年度からの公民館運営審議会を、社会教育委員会に兼ねて開催するように方向性が示されました。

そのため、公民館運営審議会の運営について、町条例と整合しない状況でありましたので、本日の議案の提出となった次第でございます。

それでは、条文の改正内容をご説明いたします。

『新旧対照表』を添付しておりますので、ご覧下さい。

今回改正をしようとするのは、第四条の条文で、現行では、「本館に公民館運営審議会を置く。」となっているものを、改



正後では、「本館に公民館運営審議会を置くことができる。」に改め、その後の条文についても、新たに第二項、第三項を設け、第二項で審議会委員の定数、任期について規定し、新たに後任者の残任期間の規定を追加しています。

第三項では、審議会委員への経費の弁償を規定しています。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行することを附則で定めております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

**八番（立石隆教）** 社会教育法の改正ということで、社会教育法第十五条に「社会教育委員を置くことができる。」というのがあります。がしかし、本町では「社会教育委員を置く。」というふうな条例ではなっております。同じく、先ほどの説明に関することではありますが、社会教育法第二十九条に「公民館運営審議会を置くことができる。」というふうな改正になりました。そこで、「置くことができる。」というふうにするんだという説明ではありました。

それではお伺いしますが、本町には図書館協議会を置いております。これも条例で「置く。」と決めておりますが、上部の法律である『図書館法』では、「置く。」という必置義務があるのか。或いは「置くことができる。」というふうになっているのか伺います。

もう一点。本町には運営協議会を置いています。「置く。」というふうな条例ではなっております。がしかし、博物館法では、第二十条で「置く。」というふうになっているのかどうか。そこら辺のところはお伺いをします。

なぜかと言うと、整合性が必要だからです。なぜ、公運審だけが上部の法律で「できる。」となっているから、「できる。」とするのか。今、私が言ったものは全部「できる。」というふうな上部の法律ではなっているのに、条例では「置く。」としているんです。なぜ、この公運審だけが、そういうふうにしなければならぬのかということについて伺いたいで、まずはその点を伺っておきます。

**議長（横山弘藏）** 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

上部の図書館法でどうなっているのか、まだ調べておりません。ただ、小値賀町の条例では「置く。」に完全になっております。

ただ、社会教育委員会の中で、公民館運営審議会が兼ねるということになったのは、実際、その当時、五名の社会教育委員で運営されたものを、十名に増員して公民館運営審議会を兼ねるんだからということ増員されております。

それで、社会教育委員会というのは、実際に運営しております。だから、上位の法律が「設置することができる。」となっているけれども、別段「設置する。」ことになっていても、別段、小値賀町の条例が「社会教育委員会を設置する。」ということになっても、委員会を開催しているんだから、何だ問題はないというふうな判断ができますし、ただ、公民館運営審議会については、社会教育委員会に兼ねていても、委嘱、それと費用弁償との予算措置がなされております。そうしたときに、町条例との照らし合わせをしたときに、ちよつとおかしいなあというふうな問題が出ておりましたので、上位の法律に従って改正した方がいいんじゃないかという判断で、今回提案させていただいたわけです。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） まず、図書館法は第十四条で、「公立図書館協議会を置くことができる。」というふうになっております。がしかし、本町では「置く。」というふうになっております。

博物館法の第二十条では「博物館協議会を置くことができる。」というふうになっており、本町では「運営協議会を置く。」というふうになっております。

なぜ、このような問題を出してきているかということですが、実は図書館が出来るまでは図書館についても、公民館運営審議会で審議をしておりました。資料館が出来る前におきまして、小値賀町の文化財については文化財の協議会がありますけれども、そういうふうなもの意識を高めるための、いろんな公民館の活動についても、その公民館運営審議会で議論をしておりました。

即ち、中心は、図書館の協議会でも資料館の運営協議会でもありません。大本は公民館運営審議会です。その運営審議会を、「できる。」上法に直す。「置く。」とわざわざしてるのに、それを「できる。」というふうにして、置かないように、『できる』という状況を作るといことは、私は公民館行政、もつと言えば社会教育行政の後退ではないかというふうに思

いますが、その点については、先ほど説明を受けた、「社会教育委員会の中で公民館運営審議会の内容を含むというふうにしたんだ。」という説明がありました。私は、これは本末転倒だと思っております。

即ち、社会教育委員会がやっている仕事と、公民館運営審議会がやる仕事とは従来違ってたということであり、私は、教育委員会がこれについて公民館運営審議会の必要性をさほど思っていないのかなあと、重きを置いていないのかなあということで愕然としております。

平成十六年に、社会教育委員会と合同になるんだという議論をしたと言いますが、私はそういう議論がですね、なされたこと自体が、本町においての意識の低さを露呈するものではないかと危惧します。

公民館の運営審議会はですね、元々作られたときに、どういうふうに言われたかと言うと、「公民館の経営の羅針盤だ。」と言われたんです。社会教育委員会が羅針盤ではないんですよ。公民館運営審議会が公民館経営の羅針盤だと言われたんです。もつと言うとですね、公民館運営審議会は、公民館の「頭脳」であり、「参謀」であると言われたんです。

そして、平成十一年の社会教育法の改正によって改正されましたが、それまでにご承知のように、公民館運営審議会のメンバーは層々たるメンバーなんです。規定されましたよね。学校長とか、学校の校長の経験者とか、教育長を勤めた人間とかですね、層々たるメンバーがこの中に入るということは規定されていたんです。ということは、その当時ですが、社会教育委員会さえ、一目置いた存在なんです。

即ち、一番、小値賀で言えば、小値賀町民に身近で大事な部分として公民館運営審議会があったんです。それが、社会教育委員と一緒になるというのは聊か問題ではないのか。つまり、公民館の活動をあまりしない方がいいというようなですね、方向性を打ち出したということになったのではないかと、その辺はどう考えているのかということ伺います。

**議長（横山弘藏）** 教育次長

**教育次長（尾崎孝三）** 立石議員のおっしゃるとおり、公民館は社会教育の最前線に立って、もう中心となる機関だと私は思っております。

ただ、この社会教育法の改正ということで、権限委譲の問題であったんだというふうには認識をしております。

それで、公運審で公民館の計画を審議するということは大変重要なものと、それはもう十分理解できますし、その改正の内容が「置くことができる。」ということ、幅広い意見の聴衆も可能ですと、公民館運営審議会もそれはもう中心的な

組織だと思えますし、公民館を評価する外部団体からの意見も、その行政のニーズに応じて幅広い委員会等の設置も可能で  
すよというふうには、幅広く求めたんではないかなあというふうには、発展的に考えれば、私はそういうふうで納得できたと思  
ったんですけど、まあ公民館運営審議会の設置につきましては、また再度ですね、この社会教育委員会、図書館、そして歴  
史民俗資料館というふうな所で委員会等があります。その中で、『公運審のあり方』ということをして再度協議して、どうある  
べきかということをして、再度協議したいと思えますので、よろしくお願ひします。

**議長（横山弘藏）** 立石議員

**八番（立石隆教）** 言ってること、少しまとまりがつかないので、私がまとめてみますが…。

平成十一年度の法の改正は、おっしゃるように、民意をより良く反映させるために『設置も自由にする』という形の意見  
があったから、そうなったんですね…。おっしゃるとおりであります。

ですが、そうであれば、今のような答弁の内容であるならば、わざわざ「置く。」となっているものを、「置かんでもい  
い。」というようなことになるような「できる。」というふうには書き換える必要は更々ない。

重さから言うと、図書館協議会も、資料館の運営協議会の設置も、それらと比較すると、比較にならないほど重いんです。  
なのに、そっちの方は「置く。」というふうには規定してあるのに、「置くことができる。」って、この公民館運営審議会を  
何かレベルを落とすようなですね、形をするということは、私は公民館の行政に対しての、今の教育委員会の考え方を表わ  
すことになるんじゃないですか？つまり、「あまり公民館活動をしませんよ。」ということになるのではな  
いかという心配があります。

そういうことについてはですね、住民の皆さんの意見を十分に今まで聴いてきたんですか？そういうふうな流れがあつて、  
公運審というのは、わざわざ常設しなくてもいいんだというふうにお考えになったのか。

今までの住民の皆さんとの意見交換、或いはそういう流れを作ってきた状況があるならばお伺いをします。

**議長（横山弘藏）** 教育次長

**教育次長（尾崎孝三）** この公民館運営審議会の社会教育委員会と兼ねるということについては、先ほど申しましたとおり、  
公運審と社会教育委員会とで協議して決めた、方向性を導いただけで、住民からの意見聴衆と言うか、利用者からの意見反  
映ということはされておりません。

ただ、公民館の運営活動をしていくのに、私は社会教育でもう基本となる、小値賀では公民館活動以外にないと思っておりますし、軽んずるつもりはありません。

ただ、現条例と、公民館運営審議委員の委嘱、それと予算措置がなされていないという事実は今あります。だから、どうにか条例と違った運営じゃ、ちよつと困るんじゃないかということで、私は改正を考えたわけです。

**議長（横山弘藏）** 立石議員

**八番（立石隆教）** 『予算措置がなされていない』っていうことですが、予算措置をするのはどこですか？我々がそれを切ったんですか？議会がそういう予算を作るべきではないってしたんですか？あなた方でしょ！予算を作るのは…。

なぜ、提出今までしなかったんですか？  
では、伺いますが…。

**議長（横山弘藏）** 教育次長

**教育次長（尾崎孝三）** お答えします。

社会教育委員として報酬が計上されております。

そして、新たに公民館運営審議会ということで委嘱されていたら、計上しなければいけないんですけど、社会教育委員としての費用弁償が予算措置されておりますので、その点で二重に支払うことは要らないということと、組織のスリム化というところで、多分、立石さんの言うように、「公民館を軽んじている。」というふうな言われ方をしますけど、ただそういうふうな社会教育委員会で兼ねることによって予算措置が出来なかったということなんです。

**議長（横山弘藏）** 立石議員

**八番（立石隆教）** 大きな問題であります。

おっしゃるように、平成十六年度で社会教育委員会の方に公運審の内容を一緒にしてですね、やりましょうという話になったと言ふのなら、その時点で条例の改正がなされるべきです。

しかし、その時点でなされていないのですから、それはあなた方教育行政を執行する側の人間たちが勝手に考えたことではありません、条例はちゃんと生きているわけですから、それを、予算措置をしないということは、おかしいではありませんか。つまり、そうであれば、条例をちゃんと書き換えて、そして「そういうふうになりました。」という説明を議会にしなき

やいけません。

もう一つ言うとなね、当初の予算にそれが上がってなくてもいいんですよ。

この公民館運営審議会は誰が開くようになってますか？

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 公民館長の諮問により、開催するようになっていと思います。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 委員長が開くようになっております。公民館運営審議会の委員長が開くようになってるんです。

即ち、公民館運営審議会を委嘱して、その選ばれた委員長がもし、「二年間開かない。」と言ったら、開かない。つまり、予算は執行しないんですよ。それはあり得ることです。それは、その委員会が怠慢です。

しかしながら、それを勝手にあなた方が委嘱もしないで、条例では決まっているのに、こういうふうなやり方をするということは、私は不思議でならない。到底、現時点ですらね、町民の皆さんとの議論を積み重ねた上で、仮にこれを百パーセント下がって考えたとしても、「十六年度にそういう議論をしましたと、二十一年の今に至るまで町民の皆さんに意見を聴きながら調整をしてきましたと、その間、ちよつと委嘱するのを待っておりましたと、条例ではそうなっておりますが、申し訳ありません。」というぐらいの感じならですね、まあそれは百歩下がれば、認めてもいいのかなあという気もしないでもありません。

しかし、先ほどの答弁では、そのようなことをしてもいない、なのに、「予算措置をされていらないので云々。」という説明は到底理解できないんですけれども、その理屈が通ると思ってるんですか？教育長。

議長（横山弘藏） 教育長

教育長（筒井英敏） お答えいたします。

立石議員さんのご指摘はご尤もでございます。先ほど、次長が申し上げたとこの、十六年度に社会教育委員会、それから公民館運営審議会との合同会議で話が出て、今の結果に至っているということなんですけれども、実際、法の改正が先ほどから申し上げますとおり、十一年に改正されまして、十二年から施行されております。

ですから、その判った時点で「この小値賀の方ではどうするか。」という協議がされて然るべきだったかなというふう

は思いますけども、良い方に考えれば、「小値賀はそのままいくんだ。」ということ、いったのじゃないかなというふうに思いますけども、十六年度に公運審は社会教育委員が兼ねて審議しますよというふうになったということでございますが、実際は私の方は、この条例を出しますというときに、「あら？」公民館運営審議会は私の考えではそのままあると思っただとこが、なかったということで、実際は驚きもありました。

先ほど、次長が言いますとおり、公民館運営審議会は公民館が最前線で社会教育の実践をやつていくということでありまして、この「できる。」という文言を今回提案させていただいておりますけれども、私の考えでは、また個人的ですけども、できれば審議会は復活させたいなという思いはございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 『公運審』の重要性についてというのは、よくお二人とも理解をしているというふうに思います。

しかし、なのになぜ、後退するような、所謂、『必置規定』を『任意規定』にするという、そういう形がこういう条例の改正で出されようとしているのかなあと…。思つてることと、提案していることは違うなあとという感じがしております。

所謂、公民館活動というのは住民主体が主でありますから、住民主体であれば、住民の皆さんが中心にその公民館の運営、運営というのは公民館という建物を運営するだけじゃないんですよ、ご承知のとおり、その中でいろんな生涯学習とか、町民にとって必要な情報提供とかということをやつていく、その中心的存在でありますから、その存在を住民の皆さんが「今度はこういう講座を作りましょうよ。」というような話し合いなんかができるような場であります。

それをなぜ、後退させなきゃいけないのかつていうのは私は思いました。「できる。」としてるから、やらないというわけじゃないんですよ。「という説明もあるうかと思えますが、それだったら、先ほどから言つていられるように、図書館協会とか、資料館の運営協議会と比較したときに、全然重さが違うでしょうと…。逆でもいいぐらいですよ。「図書館協議会」は設置することができる。「民俗資料館の運営協議会」は設置することができる。「しかし、「公民館運営審議会は置く。」と書くべきものなんです。このウエイトの重さから言うと…。それをなぜ逆にさせるのかつていうのは、非常に私も理解できない…。

その辺、どうなんですか？どっから何かの圧力があつたんですか？

今の考え方から言うと、公運審は大事だと考えている、そこがよう解らんなあ…。

もう少し細かく言います。社会教育委員会で公運審を兼ねることが本当にできると思ってるんですか？身近な問題をやるんで、何回も開くことになるんですよ。やるとすれば、本気になって…。しかし、社会教育委員会を何べんも開くというのは非効率だなあとというふうに思ったりしませんか？そして、社会教育委員は社会教育全般をやるんですよ。集中的に公民館の活動について協議ができるんでしょうか？

その中身をよく知ってるあなたの方が、そういうことまで考えきらんのかなあと思っって非常に理解に苦しむんですが、その辺どうです？実際にやってるんでしょうから、その辺を再度聞きます。

議長（横山弘藏） 教育次長  
教育次長（尾崎孝三） お答えします。

私も一応、公民館主事として活動した経歴があります。それで、公民館運営審議会の必要性は十分もう認識しています。ただ、私がもう単なる条例と、公運審の委嘱がないということ、不合理だということで、ただ単純に「これはおかしいんじゃないか。」というふうな思っただけで、私は公運審というのは大切で、公民館を栄えるような努力をしたいと思っっております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） それじゃですね、今後のこととして、「図書館協議会も置くことができる。」っていうふうに変更するつもりですか？それから、「民俗資料館の運営協議会も設置することができる。」というふうに替えようというふうにお考えですか？

つまり、それらも全部、「社会教育委員会であればいいんだ。」というふうにお考えなのかどうかということをお確かめさせていただきます。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 条例の改正につきましては、各委員会が委嘱されて、また開催されなくなつたときには「置くことができる。」というふうな文言に改正する必要があるんじゃないかと私は思っっております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 今の答弁はですね、現状があるから、それに条例を合わせようというふうな考え方ですよ。



即ち、図書館の協議会も今活動してますので、それは必置義務です。公運審はやっておりませんので、これを、必置義務を無くします。

違うでしょ！必置義務であるから、やらなきゃいけないですよ！いけないから、やるんですよ！

それを、やらないようにできるのは『後退』なんですね。

で、「現実がやってないから、条例も後退させます。」っていうのはおかしいでしょ！

小値賀町自体がどう考えるのかわからないのが条例なんですよ！

もっと活発化させようというんなら、必置義務を、必置規定に合わせることでしょ。即ち、やってなかったら、委嘱してなかったら、委嘱することですよ、直ぐ。条例に合わせて…。

委嘱してないことを中心に、条例をそれに合わせるのではないと思いますが！そういう考えなんですか？

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午後 零時 十四分 —

— 再開 — 午後 零時 十六分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

八番（立石隆教） 議長、修正動議。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 私は、議案第五号、小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例案に対する修正動議を、地方自治法

第百十五条の二及び小値賀町議会会議規則第十七の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） ただいま、立石隆教議員から、議案第五号、小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例案に対し、

修正動議が提出されました。

しばらく休憩します。

	休憩	午後	零時	十七分	
	再開	午後	一時	二十八分	

議長（横山弘藏） 再開します。

先ほどの動議は所定の賛成者がありましたので、成立しました。  
しばらく休憩します。

（修正案配布）

	休憩	午後	一時	二十九分	
	再開	午後	一時	三十分	

議長（横山弘藏） 再開します。

議案第五号、小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例案に対しては、立石隆教議員から、お手元に配りました、修正の動議が提出されました。

立石議員

したがって、これを原案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

八番（立石隆教） 議案第五号、小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例案に対する修正案の趣旨説明をいたします。  
小値賀町におきましては、ただ今審議をしております『小値賀町公民館設置条例』の中の、公民館運営審議会におきましては、設置規定を設けております。

平成十一年に、社会教育法が改正になり、必置規定から任意の設置というふうになりましたが、その後も、本町におきましては、公民館運営審議会の必要性・重要性に鑑み、必置規定をそのまま運用してきた経緯があります。

ここにきまして、公民館運営審議会を、必置規定を外して任意規定にするというふうな、後退するような条例の改正は、私はすべきではないというふうに考えます。

したがって、議案第五号、小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例案の一部を、次のように修正するというものであります。

第四条、「本館に公民館運営審議会を置くことができる。」を、「本館に公民館運営審議会を置く。」に改めるというものであります。即ち、この箇所は、従来の条例どおりにするとということでございます。

以上で、趣旨説明を終わります。

どうか慎重にご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（横山弘藏）** これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、修正案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 反対討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

松永議員

**九番（松永勇治）** 私もチェックしておりましたが、置くことができる。「置くことは、置かないでもいい。」というようなことでございます。

そういうことで、図書館も移転ですね、今からどんどん図書館を利用してもらおうようなことをやっていかなければならないし、大事なことだと思いますので、「置く。」ということに、私は、修正案に賛成をいたします。

**議長（横山弘藏）** ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この表決は、起立によって行います。

まず、議案第五号、小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例案に対する修正案について、本修正案に賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議長(横山弘藏)** 起立全員です。

したがって、修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(賛成者起立)

**議長(横山弘藏)** 起立全員です。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

よって、議案第五号、小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例案は、修正可決されました。

**日程第十、議案第六号、小値賀町立図書館設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長

**教育次長(尾崎孝三)** 議案第六号、小値賀町立図書館設置条例の一部を改正する条例案について、提案の理由及び条例改正の内容をご説明いたします。

本条例は、平成六年に現図書館の築造、開館により制定されたものです。今年度、旧幼稚園の有効な活用を図ることと、図書館機能の向上と高度な利用者サービスを提供し、より一層のより良い図書館づくりを展開していくため、旧幼稚園施設を改修し、図書館の移転を進めております。

改修工事については、ほぼ完了しておりますが、図書の配架、確認作業を実施しているところです。新図書館の開館を、四月一日に予定しております。

そのため、今回の条例の改正は、図書館の移転に伴う位置・地番の変更により、条文を改める必要がありますので、本日の議案の提出となった次第でございます。

では、条文の改正内容をご説明いたします。

条例第二条第二項の表中の、位置の欄に「笛吹郷二三六七番地」となっているものを、「笛吹郷二四六一番地三」に改めるものです。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行することを、附則で定めております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六号、小値賀町立図書館設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六号、小値賀町立図書館設置条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 本日、三月十日、東京大空襲から六十四年目を迎えるにあたり、尊い人命を落とされた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、二度とあのような悲劇が起こらないことを、切に希望するものでございます。

議案第七号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）について説明いたします。

今回の補正予算は、国の緊急経済対策による二次補正予算、定額給付金事業及び「地域活性化・生活対策臨時交付金」に伴う事業の追加による補正、県内市町村基金積立金配分金が増額されたことにより、平成二十一年度に交付されることに伴う減額補正及び特別交付税の追加が主なものでございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一億四千八百六十五万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億五千二百二十万円とするものでございます。

第二条は、第二表「繰越明許費」に示しますとおり「定額給付金給付事業」「子育て応援特別手当支給事業」「小値賀町景観計画策定事業」「校舎耐震診断調査委託」及び地域活性化・生活対策臨時交付金に伴う「戸籍電算化事業」「西町公園整備工事」「大島漁港改良補修工事」「町道補修舗装工事」「町道流末排水路工事」の、総額一億八千三百四十一万三千元を翌年度に繰り越すものでございます。

第三条は、第三表「地方債補正」に示しますとおり、「ごみ焼却場大規模改修工事」「柳漁港地域水産物供給基盤整備事業」「浜津漁港道路舗装工事」「公営住宅建設事業」の、借入限度額をそれぞれ補正するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税、一目・個人を三十二万六千円増額、同じく二目・法人を十八万円増額し、町民税の総額を六千三百五十九万四千円としております。同じく四項・町たばこ税を七十二万円減額し、町たばこ税の総額を一千四百二十七万七千円としております。

六款・地方消費税交付金、一項・地方消費税交付金を六百万円減額し、地方消費税交付金の総額を二千万円としております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税を一千五百万円増額し、地方交付税の総額を十六億八千八百八十五万三千円としております。内訳は、普通交付税十六億八百七十二万六千円、特別交付税八千二百七十七万七千円でございます。

十一款・分担金及び負担金、一項・分担金、一目・農林水産業費分担金を十万五千円減額し、分担金の総額を九十九万九千円としております。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・総務使用料八万三千円増額、同じく二目・民生使用料七十四万八千円増額、同じく六目・土木使用料二十五万八千円増額、同じく七目・教育使用料を十五万九千円減額し、使用料の総額を二千六百三十六万七千円としております。同じく二項・手数料、三目・農林水産業手数料を七十万円増額し、手数料の総額を一千百五十八万三千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・民生費国庫負担金を六十九万二千円減額し、国庫負担金の総額を三千九百三十七万二千円としております。同じく二項・国庫補助金、一目・民生費国庫補助金を百十九万一千円増額、同じく四目・土木費国庫補助金を五百八十三万三千円減額、同じく六目・教育費国庫補助金を三十四万七千円減額、同じく七目・総務費国庫補助金一億七千三百五万一千円の増額は、国の緊急経済対策による二次補正予算に伴うもので、定額給付金事業で五千三百八十二万六千円、地域活性化・生活対策臨時交付金一億一千九百二十二万五千円でございます。国庫補助金の総額を二億五千八百五十二万五千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金、一目・総務費県負担金を一万八千円増額、同じく二目・民生費県負担金を百四十五万九千円増額、同じく三目・衛生費県負担金を十二万九千円減額し、県負担金の総額を四千五百十三万円としております。同じく二項・県補助金、一目・総務費県補助金を五万七千円減額、同じく二目・民生費県補助金を九十六万六千円増額、同じく三目・衛生費県補助金を二万五千円減額、同じく四目・農林水産業費県補助金を百九十五万円減額、同じく六目・土木費県補助金を百二十五万五千円減額し、県補助金の総額を二億二千七百三十九万九千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金を四十二万九千円減額、同じく六目・土木費委託金を二十四万八千円減額し、委託金の総額を一千六百三十一万二千円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・財産貸付収入を三万四千円減額、同じく二目・利子及び配当金を二十七万四千円減額し、財産運用収入の総額を七百八十万六千円としております。

十六款・寄附金、一項・寄附金、一目・一般寄附金を五十三万五千円増額、同じく二目・総務費寄附金を三百四十九万三千円増額、同じく三目・民生費寄附金を五十七万五千円増額、同じく四目・衛生費寄附金を八十八万九千円増額し、寄附金の総額を五百四十九万八千円としております。

十七款・繰入金、二項・特別会計繰入金、一目・老人保健事業特別会計繰入金を五百九十万四千円増額し、特別会計繰入金の総額を三千四百九十五万一千円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入四千二百二十九万九千円の減額は、県内市町村基金積立金配分金が三十億円から四十億に増額されたことに伴い、二十一年度に交付されることによる減額四千三百七十七万二千元が主なものでございまして、雑入の総額を一億一千五百九十九万五千円としております。

二十款・町債、一項・町債、三目・衛生債を一千百万円増額、同じく四目・農林水産業債を六十万円減額、同じく六目・土木債を七百七十万円減額し、町債の総額を二億四千九十万四千円としております。

歳出では、一款・議会費、一項・議会費を四十五万三千円減額し、議会費の総額を五千三百三十一万五千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費を八十七万三千円減額、同じく二目・文書広報費を八万二千円減額、同じく三目・財政管理費を一千円減額、同じく五目・財産管理費を一千八百二十七万七千円減額、同じく六目・企画費を二十三万六千円減額、同じく七目・交通安全対策費を八千円減額、同じく十一目・ふるさと創生事業費を五万八千円減額、同じく十二目・定額給付金給付事業費を五千三百八十二万九千円増額し、総務管理費の総額を四億五千九百九十万円としております。同じく三項・戸籍住民基本台帳費四千九百九十九万九千円の増額は、地域活性化・生活対策臨時交付金による事業が主なものでございまして、戸籍住民基本台帳費の総額を五千七百二十三万五千円としております。同じく四項・選挙費、一目・選挙管理委員会費を三万四千円減額、同じく二目・選挙啓発費を十一万五千円減額し、選挙費の総額を八十九万一千円としております。同じく五項・統計調査費、一目・統計調査総務費を四十五万三千円減額、同じく二目・国土調査費を一千円減額し、統計調査費の総額を一千百九十二万六千円としております。



三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費を六百二十四万三千円増額、同じく三目・老人福祉費を九十一万七千円減額、同じく四目・身体障害者福祉費を百九十三万四千円増額し、社会福祉費の総額を二億七千六百六十六万六千円としております。同じく二項・児童福祉費・一目・児童福祉総務費を三百三十三万円増額、同じく三目・児童福祉施設費を七千円減額、同じく四目・子育て応援特別手当支給事業費を百十八万七千円追加し、児童福祉費の総額を五千二百四十一万三千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費二千二百五十万八千円の増額は、国保診療所特別会計繰出金二千二百六十二万円が主なものでございます。同じく三目・環境衛生費を二十万一千円減額、同じく四目・健康増進費を七十九万円減額し、保健衛生費の総額を一億二千六百七十八万一千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費を八十八万四千円減額、同じく二目・し尿処理費を六十四万八千円増額し、清掃費の総額を一億三千三百七十一千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、二目・農業総務費を四百八十三万五千円減額、同じく三目・農業振興費を百六十七万円減額、同じく四目・畜産業費を二百八十六万四千円増額、同じく五目・農地費は財源調整でございまして、農業費の総額を二億一千四百五十一万円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費を五十六万三千円増額し、林業費の総額を一千九百七十二万一千円としております。同じく三項・水産業費、二目・水産業振興費を二百八十四万七千円減額、同じく三目・水産施設費を三十六万四千円減額、同じく四目・漁港管理費を十三万九千円減額、同じく五目・漁港建設費四千四百八十四万二千円の増額は、大島漁港改良補修工事四千二十万円が主なものでございまして、水産業費の総額を三億六千二百三十五万一千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費を三十万三千円減額、同じく二目・商工業振興費を三十一万四千円増額し、商工費の総額を六千二百五十五万九千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費を一千円減額、同じく二目・景観計画費を百五十一万七千円減額し、土木管理費の総額を一億一千四百七十九千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費を一千七百一十七千円増額し、道路橋梁費の総額を三千九百三十八万九千円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費は財源調整、同じく二目・住宅建設費を一千六百二十七千円減額し、住宅費の総額を八千九百六十五万八千円としております。

八款・消防費、一項・消防費、一目・非常備消防費を百一万五千円減額し、消防費の総額を七千八百五十万二千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、二目・事務局費を三十一万一千円減額し、教育総務費の総額を三千三百五万四千円としております。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費を九万円減額、同じく二目・教育振興費を四万円減額、同じく三目・学校建設費を九万四千円減額し、小値賀小学校費の総額を二千八十七万四千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、一目・学校管理費を十五万円減額、同じく二目・教育振興費を三十五万七千円減額し、小値賀中学校費の総額を一千三百九十七万二千円としております。同じく六項・幼稚園費を二万円増額し、幼稚園費の総額を二千四百七十七万七千円としております。同じく七項・社会教育費・一目・社会教育総務費を四十三万四千円増額、同じく二目・公民館費を八十四万四千円減額、同じく四目・歴史民俗資料館費を七十四万九千円減額、同じく五目・文化財保護調査費を二万三千円減額、同じく七目・世界文化遺産登録推進事業費を百七万二千円減額し、社会教育費の総額を一億五百七十一万四千円としております。

十一款・公債費、一項・公債費、二目・利子を三十八万円減額し、公債費の総額を五億二千百五十六万二千円としております。

十三款・予備費を五万八千円減額し、予備費の総額を三百七十七万三千円としております。

以上、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町 税

松永議員

**九番（松永勇治）** 一項・町民税、一目・個人、現年度課税分ですね、今時期にですね、所得割が三十二万六千円、二目で法人が十八万円それぞれ増額になっておりますけれども、今時期の増額の理由を教えてください。

**議長（横山弘藏）** 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

町民税の個人の分につきましては、中途の退職者がおりました、その退職所得者の所得割が増えたものでございます。二目の法人につきましては、修正申告により、増額したものでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・地方消費税交付金

松永議員

九番（松永勇治） 地方消費税交付金は、県の収入のうちの二分の一を、人口及び事業所統計従事者数で割って按分して交付されることになっておりますけれども、十九年度が二千六百六十七万七千円、本年度は今回六百万円減額いたしました、二千百万円の計上でございます。五百万余りの減額になっておりますけれども、これも交付時期が六月・九月はもう実績が判つとるし、十二月も早めにくると十二月補正でも間に合うような感じですが、この六百万のですね、減額が今までの六月・九月の実績です、想定できなかったのか。

今回もう、今になって六百万の減額つちゆうことになりますと、まあ財政に余裕がありますからいいものの、三月にこういうふうな減額が出てくると非常に困るだろうということも思いますので、お尋ねをいたします。

長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

現在、三回、ご存知のとおり入っておりますけれども、その実績からいきますと、例年よりも下がる傾向にあります。

これは、『地方財政計画』で当初二千七百万を予定しておりましたけれども、ご存知のとおり、昨年からのですね、サブプライムローン辺りの金融恐慌によりまして経済が停滞しております。それによりまして、経済の消費が落ち込むというふうな予想をしまして落とさせていただきました。

本来ならば、予定通り、二千七百万の予定でしたけれども、経済の不況ということで消費が停滞すると、それによる地方消費税の一分が回ってくるわけですので、その分、景気の低迷によりまして減額させていただいたということでございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 最終的な交付金が減額されたのか。六月・九月の、私がさつき申し上げました時期では去年並みに二千

七百万掲げた、大体期待どおりの六月・九月は交付されていたのか。

最終的に十二月、もう一回、三月か？四回ありますか？三回ですか…。

それまでは、この落ち込みつちゅうのは気づかなかったわけですね。

長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

十二月分まではですね、地方財政計画どおり、やや少し落ちておりましたけども、地方財政計画どおりきておりましたけども、今度の分については国からいろいろ通知があつておりまして、景気の低迷により減額になることが予想されるというふうなことで受けておりますので、今回減額させてもらったということでございます。

もう一回、交付されるようになっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・地方交付税

浦 議員

五番（浦 英明） 地方交付税については、先ほど説明がありましたけども、普通交付税と特別交付税、特別交付税が八千二百七十七千円ということで、合計の十六億八千八百八十五万三千円が今回計上されておりますけども、昨年度と比較しますと、約一千九百万ほどの減というふうになっておりますけども、この交付税については、今回でこれももう終わりなんですか？それとも、まだあと入ってくる予定があるのか。あれば見込み額についてお聞きしたいんですけど…。

長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

普通交付税については、もう額の確定はしております。

あと、特別交付税が三月の下旬に入るようになっておりますけど、その額が幾らになるか判りません。

それで、大体八千万円程度入るんじゃないかなということ、今回、一千五百万補正させてもらったということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・使用料及び手数料

松永議員

九番（松永勇治） 一項の使用料ですが、二目・民生使用料、児童福祉使用料を今回、七十四万八千円、大きな数字が今時期にですね、増額されておるわけですけど、増額の内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

転入と、幼稚園から保育所への編入に伴うもので、約七名分でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・国庫支出金

加山議員

二番（加山雅徳） 四目・土木費国庫補助金ですね、この中の、地域住宅交付金が六百九十九万八千円減額になっております。その内訳についてのご説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

住宅費の国庫補助金の内訳としましては、既存住宅の改修工事がリフォームなんですけど、これと民間住宅の解体工事、それと既存公営住宅の解体工事、それと買上げ工事、のいずれもですね、当初見込んでいた予算額よりも下がっております。その分、国庫補助金が減額になっております。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） この地域住宅交付金ですか、この事業については何年度まで？今年で終わりですか。

事業年度の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 地域住宅交付金についてはですね、これは暫定ではございませんので、二十年度・二十一年度以降も続けるつもりではございます。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） そしたら、この事業についての、この減額については、これ一回戻すということですかね。

どういう考えですか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 『地域住宅交付金』という名称でございますけど、これは補助事業の「補助金」と見られたが判り易いんじゃないかなと思います。

住宅建設の補助金、これがですね、総事業費が下がったら、その分、事業費が落ちますので、それに係る国庫補助金は返還いたします。交付金についても同じでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 七目・総務費国庫補助金ですね、これ歳出で質問してもいいんですが、まとめて歳入の方で上げてありますんで…。

先ほど、提案理由説明の中で、四事業、戸籍電算化事業、あと民生費の中の西町公園、農林水産業で大島漁港、土木費の中で小値賀町景観計画と町道補修、町道の流末排水等々に使うということでございますが、この中で一点、この戸籍ですね、これに五千万ぐらいですか、使っておりますが、要するに緊急経済対策ということですね、この戸籍電算化事業つちゅうのが、国の方に計画等々出されたときにですね、そこら辺、これも入れたんでしょうが、そこら辺の説明を、これがその緊急対策の交付事業に当るのかどうか、そこら辺の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

今回の、この臨時交付金の事業内容につきましては、該当する項目が何点かありまして、その中で、この戸籍の電算化事業についても該当する事業だったので、それで上げさせていたいております。

全体的にですね、さつき、「四事業」と言いましたけども、今度の一億一千九百二十二万五千円の事業の内訳を申します

と、一般会計では先ほど言いました、その戸籍の電算化関係ですね、これが五千万円。大島漁港の改良補修工事が四千五百万円。それから町道の補修舗装工事が一千八百六十万円。それから町道の流末排水路工事が四百五十万円。それから家畜診療所の医療機器の購入が四百八十三万円。それから西町公園の整備工事が三百万円。

それと、特別会計の診療所出てきますけども、診療所の給湯給水工事に伴う整備工事が二千万円。合計の一億四千五百九十三万円が、この一億一千九百二十五万五千円の対象の整備工事でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 先ほどの財政課長の説明で、その戸籍の方の事業対象はどの事業になるわけですか？

交付金の対象事業の事業で…。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 情報通信とか、そういうふうな分野の中に「戸籍の電算化業務」というのも入っておりますので、それで採用させていただきました。

この戸籍の電算化につきましては、前、住民課長の方から説明があったと思いますが、県下で電算化になってないのは小値賀町だけということで、以前はですね、国庫補助とか県費の補助が付かない事業で、町単独でやらなければならない事業だったということもありまして、これをやるかということになりました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十四款・県支出金

松永議員

九番（松永勇治） 二項・県補助金ですね、六目・土木費県補助金ですね、景観計画費補助金百十二万五千円がですね、全額減額されております。

その理由を説明して下さい。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 景観計画策定業務のための県補助金でございますけど、景観計画は現在進行中でございます。

それで、どうしてもですね、三月いっぱい以内の工期内では計画が策定できないということからですね、今回、繰越予算で上

げさせていただいているんですけど、県の方に「繰り越しでよいか？」ということでお尋ねしたんですけど、もう県の単費の補助金は「繰り越しは出来ない。」ということでしたので、景観条例策定に係る、その県の補助金の方は、全額落としております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、この分については本年度中にできないので返還して、また来年度は貰えないんでしょうけれども、できないっちゃうことは、結局、その分については事業は減らないんでしょうから、一般財源を入れるということですね。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 一財はですね、別に特別に出すということとはございません。

繰り越した金額の範囲で策定計画はやっていきたいと考えております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 現在ですね、現計を見ますとですね、この景観計画費が五百二十九万七千円計上されているわけですね。その中には七節・八節・九節、いろいろありまして、十九節・負担金までありますけれども…。

そうすると、この事業費が変わらないっちゃうことは、百十二万五千円をあれすると、今、一般財源が四百十七万二千円でするので、本年度でしようが来年度でしようが、もう県からの補助金は来ないと、事業費は変わらないっちゃうことですね。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

事業費五百二十九万七千円をですね、百五十一万七千円減額しております。その中に、県支出金が百十二万五千円。そして一般財源を三十九万二千円減額しております。

ですから、一般財源の持ち出しは考えてはおりません。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 私は一般財源を使うか、使わんのでということじゃないんですね。

結局、予算化されたものですね、県の助成金が財源として使えなくなったら、それぐらい景観計画費を減らすというよ



うなことで、できるんですか？事務事業が…。

財源が減ったから、県から貰う金が減ったから、そのくらい歳出を減らして一般財源はそれに充てずにできますよという、ちよつとそういうふうな感じですが、それでいいんですか？予算総額としては、景観費の…。

そうすると、計画は国・県補助、他所からの助成金が来なければ、その分だけ減らして事業をしないと、計画を作るということで、十分県から来なくてもできたわけですね。余分に組んどったちゅうことですか？

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（中村敏章）** お答えいたします。

当初見積りがですね、まあ「過大」と言ったらちよつと語弊がありますけど、に見積もった形跡がございます。

それで、委託費についてもですね、実際、三十五万減額となっております。それと、委託費の中に『アンケート調査』等を入れましたので、それに係る経費は減額しております。

それと、委員の謝礼等がですね、かなり高く算定しておりますので、その分を減額。

それをまとめまして、補助金がなくても別に質を落とすことなくできると判断しております。

**議長（横山弘藏）** 松永議員

**九番（松永勇治）** そのくらいの余分を持って歳出を組んどって、助成金がなくなっても委託費とか、そういうふうなものを操作して減らせれば、十分質の落ちない計画ができるんだということであればですね、もう少し見積りの段階からですね、ちゃんときちんとした見積りをやってもらわんと、このくらい財源が、五百二十九万七千円の中で、百十二万五千円も落ちてですね、それで計画通り出来るんだというふうな、その予算の見積もり方ですね、国・県の、その特財が入る・入らないの問題を私は言っているんじゃないんですよ…。

その答え方がですね、ちよつとそういうふうな答え方ではちよつと予算の見積りが初めから、「まあ、よけ組んどけば後でどうなつとなるじゃろだい。」ちちゅうような感じじゃないですか！そういうふうな組み方は…。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（中村敏章）** 議員、おっしゃるとおりと思います。

今後、予算算定においては慎重にやっていきたいと思えます。

議長（横山弘藏） 県支出金、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十五款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十六款・寄附金

松永議員

九番（松永勇治） 一目の一般寄附金、ふるさと寄附金。これの五十三万五千円の件数。

それと、二目の総務費寄附金ですね、これは目的基金になるわけでしょうけれども、その内容を説明願います。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） ふるさと寄附金については、九名でございます。件数で言えば、十四件になります。一人の方が何回も分けてする方がおられますので、件数は十四件で、人数は九名でございます。

それと、総務費寄附金ですが、これは振興基金の寄附金が二十九万一千円と、後はこの前、アサヒビールの一ヶ月分のが、三百十万三千円で、合計の三百四十九万三千円になっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 今、アサヒビールのですね、三百十万三千円の用途を、向こうから指定して、目的基金としてきたんじゃないんですか？

そうした場合、総務費寄附金になるんですかね？農林水産業寄附金か何か、何か野崎か何かのあれに充てるようにっちゃうような、新聞の報道ではそう書いておりましたけど、総務費寄附金として受け入れるべきか。

それを充当するところですね、基金で受け入れるのがいんじゃないか、後でかまいませんけどね、それはね…。

私はそういうふうに考えますが、その点、如何ですか？

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

アサヒビールさんの方から、こちらの方に事前に協議がありましたして、その中で、「具体的に用途がはっきりしていないようであれば、振興基金の方にいったん入れてもらって結構です。」ということがありましたので、そういうふうになさせても

らっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十七款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十九款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二十款・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・議 会 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・民 生 費

四番（小辻隆治郎） 社会福祉総務費ですね、二十頁、八節・報償費です。

特別養護老人ホームの払い下げの話は聞いておりますけども、検討委員会ではどういうメンバーで、主な検討課題がどう  
いうものなのか、もし説明できればお願いしたいと思います。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

委員の構成でございますが、社協の会長、民協の会長さん、老人会長、入所者の家族代表、婦人会代表、それから行革の  
委員長、そういった方々と、あと役場の関係では住民課と総務課が入っております。

主な討議内容ですけれども、移譲先に関する事、移譲の条件、そういったものを審議する予定にしております。

小 辻 議 員

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 前の説明によれば、養寿園は無償で博仁会にやるといふような話でしたけれども、今度は博仁会とは離れた別個な会社を作るといふようなお話も耳に入っております。

そういうことも検討課題のうちの一つですね。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

移譲先ということですので、当然そのようなことも検討課題の中に入っております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 役場としては、住民課が入ってる？

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

『財産の処分』に関することでもございますので、住民課と総務課と両方入っていただいております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 住民課と総務課が入るのは結構なんですけども、町長は入つたらんとすね…。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

町長は入っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・衛 生 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業費

六番（岩坪義光） 四目の畜産業ですね、十九節の負担金、補助及び交付金。この中で、強い農業づくり交付金。

岩 坪 議 員

これは当初で三百八十二万五千円、多分、番岳と柳地区の二箇所と聞いておりますけれども、百五十万減額されておりますけれども、その番岳と柳地区の二箇所という所は、これは里山でしようけれども、これは工事は達成出来たつてしようか？その点をお伺いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

岩坪議員さんから話があったとおり、番岳と岳田ため池の上の部分と、柳一箇所の三箇所を本年度予定しております。事業は予定通り進んでおります。以上です。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） 予定通りということ、結局工事が安う上がったということですね。

それと、かあちゃん牛導入事業補助金。これは当初七十五万上がっておりますけれども、六十二万減額しておりますけれども、これの内容説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） まず、強い農業づくり交付金の方から説明します。

これは安く上がったわけではなくてですね、当初、三箇所の面積を四・五ヘクタールということで見込んでおりました。精査したところ、面積が二・七ヘクタールだったために、その分の事業費が下がったということです。

続きまして、かあちゃん牛導入事業補助金ですけれども、当初見込んでおった七十五万というのはですね、五頭分です。五頭分掛けるの十五万円の、七十五万円見込んでおったわけですけれども、実績として一頭しか上がってきませんでしたので、一頭分の十三万で補正しております。そのために六十二万円減額しております。以上です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 今の、岩坪議員の問題に関連しますけれども、これはですね、平成十九年度も、確か尾崎教育次長が専門幹のときもお尋ねしたんですが、そのときも減額で六十五万、結局、一頭しか対象牛がなかったということで、三月の牛市

に、あと何とか一頭ぐらいはという見込みがあつたんですけども、また今年もですね、平成二十年度も一頭しか見込みがないと。そういうことはもう二年続けてですね、『かあちゃん牛』というものがちよつと問題になつてくるんじゃないかと思ふんですよ。

だから、例えば、かあちゃんが買う場合に、対象者がおつて、その中で毎年・毎年買える人と、また二年に一回か、三年に一回しか買えない人がおるんですよ。

だから、そこら辺もですね、やっぱり当初予算でも、今度二十一年度でも七十五万上がってますけども、やっぱりそういう見込みを確実にしていただきたいと思ふんですが、その点、お願いします。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課専門幹

**産業振興課専門幹（蛭子晴市）** 伊藤議員の指摘はご尤もだと考えております。

まず、実績の件ですけれども、平成十五年に五件上がっております。十六年に同じく五件、十七年・三件、十八年・四件、十九年度がゼロ、本年度が一件ということで、ちよつと近頃下がっているわけなんですけれども、その理由として考えられるのが、この補助金の『交付要綱』が、「家族経営協定を締結しているところ及び五年間で一人二頭までを限度とする。」というふうになっておるわけでして、そのために該当者がはつきり言って昨年・今年と少なくなつておるわけです。

けれども、十五年度実績で、先ほど「五件」と言いましたけれども、この人たちが要望すればですね、該当しますので、二十一年度はその五件分を組みたいというふうを考えております。以上です。

**議長（横山弘藏）**

ほかに質疑はありませんか。

松永議員

**九番（松永勇治）** 二十六頁です。三項の水産業費、五目・漁港建設費ですね、まず確認でございますけれども、五目、十五節・工事請負費のですね、柳漁港地域水産物供給基盤整備工事のですね、工事請負費の、今現計で、この補正をしない前の額は幾らになっておりますか？

**議長（横山弘藏）** しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	三十一分	—
—	再開	午後	二時	四十分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

柳漁港地域水産物供給基盤整備工事でございますけど、この工事は補助と単独がございまして、この分につきましては、単独工事の分でございます。ですから、単独工事については当初はゼロでございます。

で、もう一つの補助対象事業につきましては、当初が一億五千万、今回補正を予定しておりますのが、一億四千九百五十万円でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 私は、百四十二万七千円の増額を聞いていたわけではございません。

今、柳漁港の地域水産物供給基盤整備工事の工事請負費は、私が計算したのが間違っているかも判りませんので、確認したわけです。

一億三千九百八十五万三千円ですね。今現在、柳漁港の…。この補正をせん前は…。

（建設課長、自席より金額を告げる。）

え？一億五千万ならですよ、この百四十二万七千円は要らんとじゃないですか。

私が言うのは、一億三千九百八十五万三千円が、四号補正までの、柳漁港の工事請負金額だと私は記録しとるんですよ。私の予算書では…。一億三千九百八十五万三千円。

で、貴方が今百四十二万七千円までは、まだ聞いていないのに言われましたけども、これはまだ聞いておりません。

そして、一億三千九百八十五万三千円あればですね、補助事業の分についてはですね、今度請負工事を見ましたところが、一億三千九百七十九万七千円ですので、五万幾らか残るので、百四十二万七千円の補正は不要じゃないかということと聞こうと思ったもんですから、そういうふう聞いたわけです。

ですから、これが単独の事業の分は、またその次に聞くとやっただけですね。私は…。貴方が早よう言ったけん、そこまで気をつけて…。

とすると、その今現計では一億三千九百八十五万三千円で、今度、工事請負が一億三千九百七十九万七千円の変更が出ておりますので、これで一応足るわけですよ。補助事業の分については…。

そして、今度百四十二万七千円については、「単独事業分」と、ここに括弧して入れとってもらえば判るわけです。ですけど、私たちはそのまま足すわけです。何で余った予算をまた補正するのかなあと感じたもんですから、そこまで聞こうと思って言ったんですけど、今、現計が一億五千万つちゅうのは、これを入れて一億五千万つちゅうことですよ。百四十二万七千円を入れて…。

私は現計を言ってるんです。今現在の、この百四十二万七千円を足さない前の金額を聞いたわけです。初め、確認したわけです。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

補正以前の額は、事業費一億五千万でございます。

工事請負費につきましては、議員、おっしゃるとおりでございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、補助事業の分については、今契約額どおりつちゅうことじゃないんですか？

ただ、これも単独分が入つとるわけですね、工事請負費の中には…。今度変更する分。

そうすると、百四十二万七千円の説明をして下さい。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

現在、防波堤改良工事をやってるわけでございますけど、石積みの護岸でございます、どうしてもですね、腹付けコンクリートする場合に、流れたり、中に落ち込んだりとなるような場合がございます。

それで、補助対象外となりますので、その分、石の空隙にですね、袋詰めコンクリート、これを入れて、それで腹付けコンクリートを打とうと考えております。

これが別途工事扱いとなりますので、その分の単独事業費を今回計上させていただいております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、今回百四十二万七千円と、今現計の柳漁港事業に係る単独分を入れて幾らになりますか？



予算額がですよ…。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 補助事業に関してはですね、一億四千九百五十万、これと単独分の百四十二万七千円、これに加えた金額が補助・単独合わせた総事業費となります。

すみません。金額が…。一億五千九十二万七千円となります。

あ、失礼しました。一億九十二万七千円でございます。一億五千…。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

― 休憩  
― 再開  
午後 二時 四十六分  
―

議長（横山弘藏） 再開します。

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

補助・単独合わせた総事業費は、一億五千九十二万七千円でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうするとですね、今度、柳漁港の変更の分、この中ですね、単独と補助事業の、事業費に分けて答えて下さい。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 単独工事につきましては、別途工事となりますので、今回契約変更の案件を提出させていただいておりますけど、その金額はすべて補助事業分です。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

― 休憩  
― 再開  
午後 二時 四十八分  
―

議長（横山弘藏） 再開します。

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

建設課長

柳漁港地域水産物供給基盤整備工事に係る十五節・工事請負費は、一億三千九百八十五万三千円でございますが、今回、補正しております百四十二万七千円、これは単独事業でございます。現在組まれている工事請負費とは、また別個のものと考えていただければと思います。

どうも失礼しました。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第六款・商 工 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第七款・土 木 費

松 永 議 員

**九番（松永勇治）** 二十九頁。三項・住宅費でございますけども、二目・住宅建設費、このですね、工事請負費と公有財産購入費についてお尋ねします。

公営住宅建設工事に係る土木費が、十二月補正です。ね、五百七十八万二千元増額してですよ、工事費を三千九百八十五万円に、また今回七百八十八万五千円減額と…。

十二月には増額し、今回また七百八十八万五千円減額、で、三千九百九十六万五千円に、これまでです。ね、三回の補正による増減がなされておりますが、この時期にですね、十二月にして、またということですが、この時期に工事費の変更の理由についてお尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（中村敏章）** お答えいたします。

住宅の交付金でございますけど、これはですね、公営住宅再編整備事業、これは解体工事に係る分でございます。それと、居住環境改良事業分、これは老朽化した民間住宅の解体工事費でございます。

それと、もう一個が、公営住宅整備事業等というのがありますが、これに係る事業がリフォーム、水洗化等を現在やっておりますけど、その事業に係る分でございます。

十二月に補正した分につきましては、既存の公営住宅の撤去工事に係る補正でございます。で、この部分が全戸ですね、

解体工事の予算化がしておりませんで、それで入札執行ができない住居でしたので、補正をしまして現在の金額となっております。リフォームについてもですね、金額が足りませんでしたので、その分を上げましたが、実際工事にかかってですね、老朽住宅の方で百七十九万円。で、既存住宅撤去工事、これで五十八万円。そしてリフォーム、これが五百五十一万五千円の減額となったわけでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・消防費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・教育費

松永議員

九番（松永勇治） 三十頁。二項・小値賀小学校費です。三目・学校建設費ですが、この前から、いろいろ協議の中で聞きましたところが、耐震診断の調査の結果がまだ着いていないとのことであつたんですけど、まあ着たからこういふふうな数字が上がってきたんでしようけど、その内容をちょっと聞かせて下さい。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 今回補正を上げてますのは、委託工事に関わる入札が終わりまして、執行残が出たということで、計上したもので、耐震の結果は六月になります。

それで、繰り越しという形で計上しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、この前、耐震調査はもう発注する段階になつとるけれども、なんか業者があまり多くて後になるというふうな話やったつちゆうことが、六月になるといふことですか？

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 今、耐震の調査を行つて、もう大体終わつております。

それで、『報告書』を小値賀町がいただくわけなんですけど、その信憑性を問うのに、長崎県の建築土木協会が組織する『耐震診断判定委員会』というのがあります。その中で判定を受けると。その成績を元に小値賀町の方に納品するという

形で、その機関の能力がですね、もう県下一斉に調査をしてるもんですから、パニック状態ということで、六月の報告になるということでも繰り越しです。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第十一款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

浦 議員

**五番（浦 英明）** 十七頁にですね、総務管理費の中で、五目・財産管理費、二十五節の積立金がありますけども、この中で振興基金積立てが一千九百三十四万一千円減額になっております。

それで、この分がですね、現在の積立金の残高がどのくらいなのか。それと、もう一つ、その裏側にあります百年計画学校建設基金積立金、これ一万二千円減額しておりますけど、この分の現在額と、できましたら積立金全般に係る現在高が、どのくらいあるのか、判ればその見込み額でも結構ですので、お願いします。

**議長（横山弘藏）** 財政課長

**財政課長（西村久之）** お答えします。

振興基金につきましては、まだ利子が確定しておりませんが、現在で約二億九千四百万程度です。それで、百年計画学校建設基金につきましては、現計で二千五百万程度です。

で、基金全部となりますと、特別会計入れまして十二億四千七百万程度になると思います。

**議長（横山弘藏）** 浦 議員

**五番（浦 英明）** 二十五頁ですね。農林水産業費、三項の水産業費。これの、五島列島栽培漁業推進協議会の中で、放流事業の備船料の負担金が四万五千円減額となっております。当初予算で六万円ですので、現在一万五千円しか使っていないということでございますけども、この内容の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

実は、五島列島栽培の放流事業につきましては、昨年まで『真鯛』だったんですけれども、今年度から『ヒラメ』というように形が変わっております。

それで、現地での引き渡しということに変わりましたので、小値賀まで持って来てもらって、それ以降の費用しか発生しなかったということで、四万五千円の減額ということになっております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 同じくその質問なんですけども、備船料については解りました。

それで、「ヒラメ」と言われましたけども、その金額とですね、それから尾数ですかね、判ればお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） 大変申し訳ありません。

その分については、ちよつと資料を持ち合わせておりませんので、後で答弁させていただきますと思います。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） わかりました。後でお願いします。

その下ですね、漁業用燃油高騰対策事業補助金二百七十九万九千円の減額となっておりますけども、これは当初予算五百万に対する減額なのか、その内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

漁業用燃油高騰事業につきましては、四月から三月分を見込んでおりまして、その分が五百万でございました。それで、十二月ですね、『要綱』にありますように、リッター八十円を…。すみません、一月に切っておりますので、実際に四月から十二月を補助対象とさせていただきました。

そういうような実績の結果、使用量が見込みよりも半分近く減ったというようなことで、今回減額をさせていただいております。

それから、こういう燃油の高騰に伴ってですね、漁民の方もかなり使う量を節約されているようで、漁協だけの実績を見ると、約八%ぐらい消費量が減っておりますので、そういうような部分でも我々が予想していた分よりも使用量も減っているというようなことでございます。そういうような状況でありまして、今回、使用しなかった分を減額させてもらっているというような状況です。

それから、先ほど、『放流』の件で保留させていただいておりますけれども、八千尾を放流しております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 私がさっき聞いた燃油の方はですね、「五百万に対するものか」というのを聞いたんですけど、「四月から十二月まで」と言いましたので、それに対するものだろうとは思っております。

それで、また十二月に新しく補正で出されました、十円補助する分ですね、その分が三月まで一応やるというふうなことでしたので、これとは別に切り離してやっているとわけるかとは思いますが、その三月までの分については、どういうふうにされるのか、そこもお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） 浦議員おっしゃるようになりますね、国庫補助を使った燃油高騰対策の緊急補助金ということで、十二月に補正を組ませていただいております。この分につきましては、リッター十円の補助というようにしております、一千二百万程度をですね、予算計上させてもらっております。

今のところ、まだ中間ですので実績は出ませんが、若干これを下回るんじゃないかというふうな推計をしております。

この事業につきましては、一応三月末をもってですね、終了というふうな形で考えております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

加山 議員

二番（加山雅徳）

聞き漏れがあったもんですから、一点だけお伺いします。

二十九頁。住宅建設費の中ですね、三項、二目、十七節・公有財産購入費。

これ確認ですが、七百九十九万五千円、民間住宅購入費、この内訳について内容の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏）

建設課長

建設課長（中村敏章）

お答えいたします。

前回、十二月の補正で、住宅のですね、鑑定するための委託料を組ませていただきました。それで、鑑定の方を進めますと、当初予定していた金額よりもですね、下がりました。

それで、交渉いたしましたして、鑑定結果の金額より若干下がるように交渉いたしましたして、その結果ですね、八百万近く減額するような形になっております。

内訳としましては、八戸、一戸平均六百三十万でございます。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） そしたら、これについては、もう執行されたということでもいいわけですね。

で、先ほどの説明で、不動産鑑定士ですか、そこに鑑定していただいて、八百万弱ぐらい安くなったということの理解でいいわけですね。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 議員おっしゃるとおりでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 二十二頁のですね、民生費の四目・子育て応援特別手当ですかね、これの十九節の負担金百万八千円。

これは、三万六千円に対する二十八世帯ということで、前、説明を聞いておりますけども、この分については、三月末をもって終わるのではなくて、その後も引き続きされるということだったと思いますけど、そこら辺を確認の意味でお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

この子育て応援特別手当支給事業は、定額給付金事業と期間・要綱等、告示しておりますして、小値賀町では二十一年度に支払う予定にしておりますが、一回だけでございます。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） その点につきましてですけども、こういったのは今からもう度々ないと思いますんで、これは「PR」と言いますか、そういった該当者の方たちに行き届いておるんですかね？ 極端に言ったら、三月三十一日まで申請しなければ

ばとか、何か貰えないとかというふうな要綱があつたものですから…。

その点についてお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

期間は六ヶ月というふうに国の要綱がなっておりますので、四月の、『おぢか新聞』に広報を載せる予定にしておりません。しかも、小値賀町の場合は、対象者が住基で十分に把握できる人数ですので、基本的には『個別通知』を町の方から発送しようとしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『繰越明許費』についてご質疑願います。

立石議員

八番（立石隆教） 民生費の西町公園整備工事でございますが、これはいつ頃までに終わる予定でしょうか。

それから、工期によってはですね、あそこかなり時々見ますと、子どもたちが常時使ってるんですね。で、工事の間は使えなくなるということに対して、どのように考えているのかなあとということをお伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

工期の方は二十一年度に行くということで、細かい行程等は今のところまだ検討中でございます。

一つは、新上五島警察署の小値賀駐在所の工事との絡みがございますので、そちらの方の計画と整合性を取りながら実施したいと思っております。

工事期間中でございますが、基本的には重機等が入りますので、危険性がありますので、あの場所は子どもたちが入れないというふうにした方が安全上は十分な対応が取れるのかなあと思っております。

代替の施設としては、特別に今のところは考えておりません。

議長（横山弘藏） 立石議員



八番（立石隆教） 工期についても検討中ということですが、例えば、何でもこういうことを聞くかと言うと、余りにも長期にあそこを使えないという状況になりますと、子どもたちにとつては困るなあと、親御さんにとつても困るでしょうけど…となれば、余りにも長期だったら、代替地を考えるとこのあたり前だろうというふうに思います。

で、「工期が非常に短いことで終わります。」と言うんだったら、例えば、十五日間、一ヶ月、まあ無理でしょうけど、「それぐらい我慢して下さい。」っていう言い方ができるわけです。

ですが、工期も判りません、そのような場合に何も考えていませんでは、住民主体の行政なのかなあというふうにごえざるを得ません。その辺はしっかりと考えていただきたいと思いますが…。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 私の方からお答えしたいと思います。

今日ですね、朝の九時だったと思うんですが、池村所長が来てですね、大体夏が過ぎてから十二月ぐらいまでに工期を行うと。ただし、下の方はですね、半分ぐらいの用地しか要らないということ、早めにですね、上の方の、旧西町住宅の方には小学生以上の子どもたちが遊べるような格好で、で、今がですね、小学生と幼稚園児とか、三歳とかいろいろあつてですね、父兄の方からボールが飛んでくるからということ、別途にしたいと、別にですね、下の方を幼稚園以下の子どもたちの遊び場ということ…。

今、遊具の方もですね、使える分と使えない分があるということ、これもまた移転をしなければいけないということで、まだいろいろとですね、してはいないんですけど、早めにですね、子どもたちのためにはですね、ちゃんとしなければというふうには思っておりますので、近くなつたらまた皆様に相談をしながらやりたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 松 永 議員

九番（松永勇治） 立石議員の関連質問になりますけど、工期がですね、住民課長、夏休み前にやらないとですね、私はあそこをよく通りますけど、子どもはかねがねは余り遊んでいないんですけどね、全然ないことはありませんけど…。夏休みになると割りと多いんですよ。サッカーとか、小さい子どもが集まって…。

ですから、なるだけならですね、夏休み中に遊ぶ所がないということもありますので、夏休み前に、できればですね、計画をしていただきたいと。まあどのくらい工期がかかるのか知りませんが、その点だけはお願いをいたしておきます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

早急に、新年度入ってから検討したいと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第七号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第七号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）は、原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩します。

―	休憩	午後	三時	二十四分	―
―	再開	午後	三時	三十一分	―

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第十二、議案第二七号、副町長選任の同意についてを議題とします。

建設課長の退場を求めます。

（建設課長退場）

議長（横山弘藏） 本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 議案第二七号、副町長選任の同意についてご説明いたします。

前任者の三浦副町長が一身上の都合により、二月二十八日をもって退職されましたので、その後任として、現建設課長の中村敏章氏をお願いしたいと思います。

中村氏は、昭和二十四年五月生まれの五十九歳であります。

昭和四十三年に北松西高を卒業され、役場職員を三十五年あまり勤められております。その間、振興課、建設課、農林水産課、税務課などを経験し、行政に精通されております。

副町長としてお願いしたいと思いますので、皆様方のご同意をよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は、二十一年四月一日からと考えております。  
以上です。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

加山 議員

二番（加山雅徳） 人事案件ですので、あまり言いたくはありませんが、町長が最初、町長選に出られたときですね、公約として『助役を置かない』という公約があったと思います。

で、今日の所信表明でも、「財政的に厳しい。」と再三再四、表明の中にも入っております。

そういう状況の中でですね、この前も全協で立石議員さんからも「置かないという選択肢もあるんじゃないか。」ということ言われたと思いますが…。

そういう状況の中でですね、私は副町長を置かなくてもですね、十分にやっていけるんじゃないかなあと。で、町長が全協のときもおっしゃったとおりですね、「大変忙しいと、いろんな緊急のとき、対応が難しい。」とかっていう話をされたと思います。そういう状況は解りますが、これだけ厳しい状況の中でですね、副町長を置かないことによつてですね、人件費等々の削減もできるということでございます。私はですね、これだけの職員さんがおられるわけですから、それでそれなりの優秀な課長さんもおられるわけですから、その中でですね、会計管理者から総務課長もおられるわけですから…。

で、また、私どもが前、研修に行った矢祭町ですか、あそここの町長さんですね、一生懸命やとつたということもあるし、私は個人的にはですね、置かんでも、もう町長も慣れたでしょうから、もう二期目半ばです、折り返しですから…。

そういう意味合いからしても、あと二年ですんで、経費削減という意味からですね、今回は、私は置かない方がいいんじゃないかなという気持ちがあります。如何でしょう…。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 言われることは私もよく理解しているつもりではございますが、ただですね、六年前と今とですね、結構ですね、長崎県関係の離島とか過疎関係で、度々出張するということがですね、結構今出てきております。

それでまあ、この前も火事がですね、夜中にあつたということで、私もちようど出張中だったもんですから、副町長がいなくて、総務課長がバタバタしてですね、今でも議会の提案理由とか、いろいろこの問題でも、やはり決裁等がですね、結構多くなっているわけですので、やはり、いないよりですね、おつた方がいいんじゃないかというふうには私は思っておりますので、今後でもですね、削減とか何とかかっているのは勿論ですけども、是非、副町長を置いて、そして管理職がですね、まとまってもらえれば、なおいいんじゃないかというふうには思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石 議員

八番（立石隆教） えくと、確認をします。

少し話の流れの中で、言い間違いをしたのかなと思うんですが、「いないよりも、おった方がよか。」という考え方が本当に町長の今の考え方でしょうか？

私、これだったら、ちよつと考えなきやいかんなあと思いました。

ただ、言葉のね、流れの中でちよつと言い間違うこともあるので、確認をしておきます。それぐらいの気持ちでしょうか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） すみません。

言葉のあやと言うか、続けたときにちよつとそういうような意見になったというふうで、誠に申し訳なく思っておりますが、是非ですね、副町長はおつてもらって、ちよつと私の留守中でもですね、ちゃんとしていただくような体制を整えたいというふうには思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第二七号、副町長選任の同意についてを採決します。

おはかりします。

副町長選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二七号、副町長選任の同意については、これに同意することに決定しました。  
しばらく休憩します。

（建設課長入場）

議長（横山弘藏） 再開します。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

| 休憩 | 午後 三時 三十九分 |  
| 再開 | 午後 三時 四十分 |

| 午後 三時 四十分 散会 |